

Development Bank of Japan

日本政策投資銀行ディスクロージャー誌

2000

DBJ

目次

ご挨拶 1
 日本政策投資銀行のプロフィール 2
 適正な業務運営の仕組み 4
 Q&A 6
 最近のトピックス 11

活動状況 15

日本政策投資銀行の業務分野と
 平成12年度投融資計画 16
 自立型地域創造 18
 豊かな生活創造 22
 経済活力創造 27
 社会資本整備促進 31
 出資・保証 32
 プロジェクト支援活動 33
 情報提供活動 35
 対日投資促進および地域国際化支援活動 38
 国際協力活動 39

財務状況 40

資料編 49

日本政策投資銀行法 50
 日本政策投資銀行中期政策方針 53
 日本政策投資銀行投融資指針 54
 役員 56
 組織図 58
 (参考1) 日本政策投資銀行の設立 59
 (参考2) 日本開発銀行の業績推移 60
 (参考3) 北海道東北開発公庫の業績推移 62
 本支店・事務所等照会先 64
 本支店・事務所等所在地 66



日本政策投資銀行は、平成11年10月1日、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の業務を承継して発足いたしました。

当行は、一般の金融機関が行う金融等を補完・奨励することを旨とし、(1) 経済社会の活力の向上および持続的発展、(2) 豊かな国民生活の実現、(3) 地域経済の自立的発展、を重点分野として、長期資金の供給等を行うことによりわが国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的として設立されました。

当行の母体を成す両機関は、それぞれの歩みの中で「全国的な」と「地域の」といった相互補完的な視座を保ちつつ、政策金融機関として審査・評価機能や時代の先を見通す眼をノウハウとして蓄積してまいりました。

当行の業務は、政策性が高いにも関わらず民間金融機関だけでは十分な対応が期待できない事業に対して、長期・低利資金の融資や出資などの資金供給機能を果たすことであります。その際に、両機関から承継したノウハウを駆使して、プロジェクト形成のための知的支援や、PFJなどの新しい金融手法による資金供給、経済社会の変化や政策要請を先取りした情報の生産・発信へ積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

このような「金融・プラス・アルファ」の機能を発揮するユニークな銀行として、21世紀の経済社会に貢献したいという当行の意思を「ナレッジバンク」という言葉に込め、これを旗印として活動していく所存であります。

この冊子は、当行の業務内容や最近の業績などをわかりやすくご紹介したディスクロージャー資料です。この他インターネットホームページ等も活用しつつ、当行に対するご理解を一層深めていただけるよう不断の努力を続けてまいります。

日本政策投資銀行に対しまして、今後とも一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

総 裁 小堀正巳

日本政策投資銀行のプロフィール

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法に基づき、平成11年10月1日に日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継して設立されました。

また、当行は地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継いでいます。

目的

一般の金融機関が行う金融等を補完・奨励することを旨とし、

- (1) 経済社会の活力の向上および持続的発展
- (2) 豊かな国民生活の実現
- (3) 地域経済の自立的発展

に資するため、長期資金の供給等を行い、もってわが国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としています。

資本金

(平成12年3月末現在)

資本金は9,763億円(全額政府出資)となっています。

職員数

(平成12年3月末現在)

職員数は1,387名となっています。

業務内容

当行は、以下のような機能を複合的に発揮することにより、総合政策金融機関としてわが国の経済社会政策上、望ましいプロジェクトを支援していきます。

(1) 長期資金の供給等(出融資、債務保証等)

長期・低利の良質な資金供給等により、民間金融機関と協調して政策性の高いプロジェクトの支援を行います。

また、「金融環境対応(平成13年3月末まで)」についても引き続き注力していきます。

(2) プロジェクト支援

政策性の高いプロジェクトの円滑な形成を促進するためにさまざまなノウハウや出融資機能等を活用しつつ、構想・計画段階から事業化段階まできめ細かく支援していきます。

(3) 情報発信

国内・海外のネットワークを活用し、内外の重要な経済、社会、産業および地域の動向等に関する調査・研究活動を行うとともに幅広い情報提供を行います。

業務運営上の特色

(1) 中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行は、主務大臣が作成した、3年間の中期の政策に関する方針(「中期政策方針」)に従って業務を行い、各事業年度毎に「投融資指針」を作成、公表しています。さらに、外部有識者による「運営評議員会」を設置し、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討・公表します。

(2) 民間金融機関の補完・奨励

日本政策投資銀行法では、民間金融機関との競争の禁止を規定し、民間金融機関の行う金融を補完・奨励することとしています。

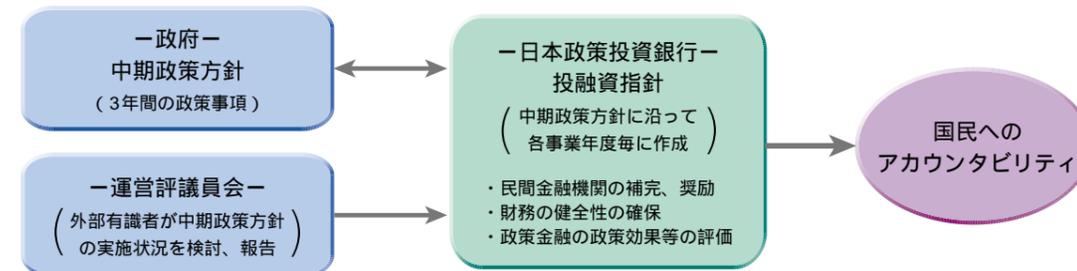
(3) 財務の健全性の確保

当行は、償還確実性および収支相償の原則を踏まえ、政策金融機関として健全かつ効率的な業務運営に努めています。

(4) 政策効果等の評価

当行は、政策金融の政策効果等を客観的に評価し、政府機関としてアカウンタビリティの確保に努めていきます。

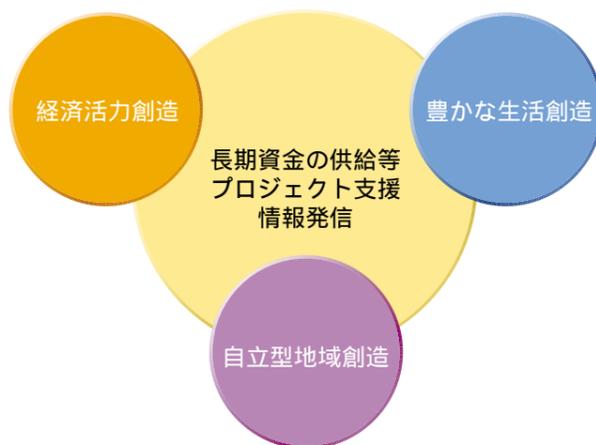
業務運営上の特色



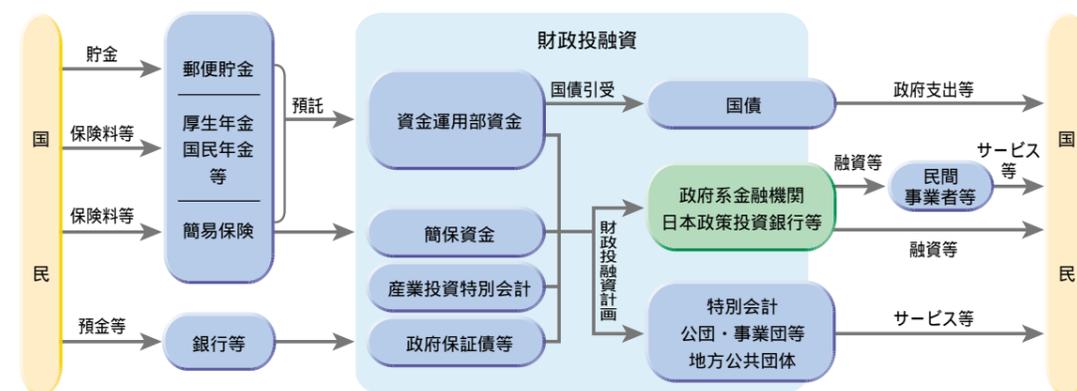
投融資計画

平成12年度の投融資計画は2兆2,300億円となっています。当行の出融資予算や対象分野は、毎年の政策要請に応じて、財政投融資計画とともに国会で審議・議決されます。また各年度毎の決算についても国会に提出されます。

重点分野と業務内容



財政投融資のしくみ



適正な業務運営の仕組み

日本政策投資銀行は、多層的な確認プロセスにより政府機関として求められる業務の透明性やアカウンタビリティの確保に努めています。また、金融機関として持つ様々なリスクの管理にも取り組み、適正な業務運営が図られるよう努めています。

1. 中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行では、主務大臣が作成した、3年間の中期の政策に関する方針(「中期政策方針」)に従って業務を行い、各事業年度ごとに「投融資指針」を作成、公表しています。

「中期政策方針」については、P53をご参照ください。「投融資指針」については、P54をご参照ください。

2. 法令遵守の体制

当行では、日本政策投資銀行法に基づき監事が業務全般を監査しているほか、他のセクションから独立した検査部を設置し、本店および全ての支店に対して年1回程度実地検査を実施し、法令および規定を遵守した適

正な事務処理が行われるよう努めています。

また、投融資業務全般について会計検査院の検査が行われるとともに、毎年の決算は国会に提出され承認を得ています。

3. 運営評議員会

当行では、日本政策投資銀行法第24条に基づき、「運営評議員会」を設置し、外部有識者である評議員の皆さんに、当行「中期政策方針」に記載された事項に係る業務の実施状況をご検討いただき、透明性向上の観点から、その検討結果を公表していきます。

1. 運営評議員会の概要

- (1)定員:8人以内
- (2)任命:学識経験者のうちから、大蔵大臣の認可を受けて、総裁が任命
- (3)任期:4年
- (4)会長:総裁の指名により定め、会長は、会務を総理

2. 評議員名簿 (五十音順、敬称略。は運営評議員会会長)

- 茅 陽一 慶応義塾大学大学院教授
- 岸 暁 (株)東京三菱銀行取締役会長
- 坂本 春生 セゾン総合研究所理事長
- 清水 仁 東京急行電鉄(株)代表取締役社長(社)日本民営鉄道協会副会長
- 新宮 康男 住友金属工業(株)相談役名誉会長前(社)関西経済連合会会長
- 杉田 亮毅 (株)日本経済新聞社代表取締役副社長
- 豊田 章一郎 トヨタ自動車(株)取締役名誉会長(社)経済団体連合会名誉会長
- 森地 茂 東京大学大学院工学系研究科社会基盤工学専攻教授

3. 開催実績

- ・第1回(平成11年12月15日)
日本政策投資銀行概要と運営評議員会の今後の進め方
政策金融評価の考え方について
- ・第2回(平成12年2月10日)
平成12年度投融資計画について
「経済活力創造」への取り組み - 経済構造改革・新技術開発 -
- ・第3回(平成12年4月28日)
「豊かな生活創造」を支える環境調和型エネルギー政策
- ・第4回(平成12年7月3日)
平成11年度決算概況
「自立型地域の創造」と「豊かな生活の創造」に向けた都市開発の取り組み

4. ディスクロージャー

当行では、業務内容、財務状況等について、積極的に開示しています。

資料の種類	公表場所・方法	公表時期(予定)
1 貸借対照表 2 損益計算書 3 財産目録 4 附属明細書	官報にて公告、各事務所に常備	6、11月
5 業務報告書 (業務内容、業務実績および計画、組織概要、財務状況等を掲載)	国会提出、各事務所に常備、全国の図書館、地方公共団体、経済団体並びに希望者に配付	7月
6 決算報告書	各事務所に常備	8月
7 日本政策投資銀行のご案内	各事務所に常備、一般に配付	6月
8 日本政策投資銀行ディスクロージャー誌	各事務所に常備、一般に配付	7~8月
9 ANNUAL REPORT	各事務所に常備、外国政府、外資系企業等一般に配付	8~9月
10 インターネットホームページ (業務内容・実績、財務状況、不良債権額、調査レポート要旨等を掲載)	インターネットにアクセスすることで閲覧可能	随時

注)11年度上期以前については、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫の資料となります。

5. リスク管理

様々な資金需要への対応が要請されているなかにおいて、融資先の信用力の状況や市場環境の変動等が当行の資産・負債に与える影響も大きくなっています。当行としてはこういったリスクに対して以下のような取り組みを行い、健全な機関運営に努めています。

1. 信用リスク

当行は、日本政策投資銀行法上、償還が確実に認められる場合に限り投融資を行うことができるものとされています。このため、投融資にあたっては政策意義や効果に加えて、事業主体のプロジェクト遂行能力やプロジェクトの採算性等を中立・公平な立場から審査しています。また平成11年度より内部格付制度を導入し、格付に応じて貸付金を管理する体制も整えています。なお平成12年3月期より資産自己査定を実施するとともに、監査法人による外部監査を受けています(P.44参照)。このように、健全な業務運営のために適切な信用リスク管理を行うとともに、財務内容の透明性確保の観点からディスクロージャーの充実等にも取り組んでいます。

2. 市場リスク

(1)流動性リスク・金利リスク

当行は、将来のキャッシュフロー・収支予測、調達条件等を踏まえたALM(資産・負債の総合管理)を

実施しています。また、国の財政投融資計画に基づく財政投融資資金や政府保証債という調達手段により長期・安定的な資金を確保していますが、不測の事態に備えて、流動性を勘案した運用の実施・当座貸越枠の設定を行っています。なお、平成13年1月に予定されている日銀決済のRTGS化(Real Time Gross Settlement: 1取引毎、即時にグロスで決済を行う方式)に備え、日中の流動性確保のための対応についても準備に取り組んでいるところです。

(2)為替リスク

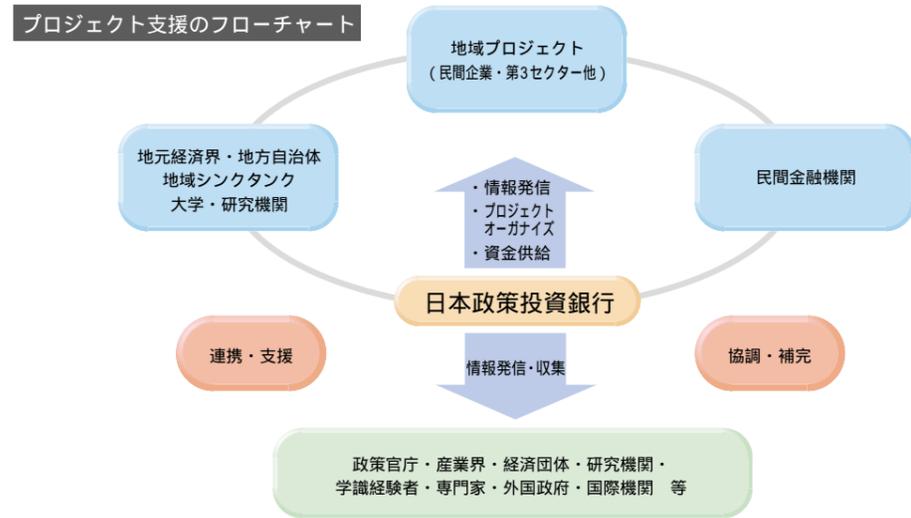
為替リスクは、外貨建融資および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップを利用することにより、リスクヘッジを行っています。なお、スワップに伴うカウンターパーティリスク(スワップ取組相手が義務を履行できなくなるリスク)については、スワップ取組相手の信用力を常時、把握するとともに、複数機関に分散させることにより管理を行っています。

Q1 日本政策投資銀行が行う「政策金融」の役割は何ですか。

A1 わが国経済は、民間を中心とする競争的な市場メカニズムを基本に、今日の発展を築き上げてきました。しかし、国民経済的に必要な公共的プロジェクトであっても、リスクが高い、投資回収に長期を要するなどの理由から、市場メカニズムのみに委ねては円滑な資金供給がなされない分野が少なくありません。

こうした分野に、政策的な観点から資金供給を行うことによって、民間部門の経済活動を国民経済的に見て望ましい方向に誘導し、経済・社会課題の解決を目指すことが政策金融の果たす役割です。

政策金融は、補助金と異なりあくまでも有償の資金であるため、ユーザー側に資金を効率的に活用しようというインセンティブが働き、創意工夫が尊重されるという特徴を併せ持っています。



Q2 日本政策投資銀行は、これまでどういった分野に「政策金融」を行ってきたのですか。また、現在どういった分野に重点的に対応しているのですか。

A2 日本政策投資銀行は、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の業務を承継して発足した銀行です。これまで日本開発銀行は、①国民生活の基盤となる社会資本の着実な整備、②地域環境問題への取り組みを含む環境・エネルギー対策、③新規事業の支援などの経済構造改革や地域活性化という視点から、これらの分野に重点をおいた政策金融を行ってきました。一方、北海道東北開発公庫は、北海道・東北地域において、①地域の国際化・情報化、②研究開発基盤や都市基盤等の社会資本の整備、③新規事業の創出な

どの経済社会の変化に対応した自立的な地域づくりという視点から、これらの分野に重点をおいた政策金融を行ってきました。日本政策投資銀行は、両機関のノウハウを駆使することで、わが国の社会・経済的要請を先見性をもった確に把握し、その時代の政策課題に応じて業務分野を機動的に変化させ、時代の要請に的確に対応してまいります。現在の業務の重点分野については、P15以降の「活動状況」をご参照ください。

時期	政策課題	重点分野
昭和20年代	経済復興・経済自立	・電力、石炭、海運、鉄鋼等基幹産業の復興、近代化
30年代	先進国へのキャッチアップ 地域格差の是正	・機械、電子工業、合成繊維等の幼稚産業育成 ・石油化学、自動車、海運等の産業体制の整備 ・地方開発
40年代	社会開発の推進 福祉社会の建設、国民生活の改善 経済社会の発展基盤整備	・都市開発、地方開発、私鉄、流通近代化 ・公害防止、住宅産業、食品安全対策 ・国産電算機育成等技術開発 ・エネルギー確保
50年代	経済的安全確保・エネルギー安全確保 経済の安定的発展基盤整備 国民生活の質的向上	・エネルギー安定供給、石油代替エネルギー利用 ・省資源・省エネルギー ・技術振興、情報処理・通信振興 ・都市開発、地方開発、国民生活改善
60年代～平成年代	経済構造調整の推進 国際経済摩擦緩和 内需拡大、社会資本整備推進 技術開発推進、高度情報化社会の建設 国民生活の安定と向上 地域間の均衡ある開発発展	・事業転換等産業構造調整 ・輸入体制整備等内外競争条件の整備 ・民間活力による社会資本整備・基幹鉄道の整備 ・バイオ、宇宙産業等先端技術開発・新電電、VAN ・重度障害者雇用促進等福祉関連 ・地域活性化、多極分散型国土形成 ・地域の技術高度化、情報化、国際化
～日本政策投資銀行設立	国民生活の基盤充実 地球環境問題への対応 活力ある経済社会の構築・経済構造改革 地域経済の自立的発展	・都市、交通、物流、情報・通信の基盤整備、生活福祉関連施設 ・環境対策、エネルギーセキュリティ対策 ・対日投資促進等国際化 ・事業革新、規制緩和など産業構造改革 ・新技術開発、新規事業育成 ・地域活性化

Q3 欧米でも「政策金融」が行われているのですか。

A3 各国政府が市場メカニズムによる資源配分にどの程度、どのような手段で関与するかについては、それぞれ歴史的に形成された財政・金融制度等固有の事情に基づくことから、単純な比較は難しいのですが、欧州には、EU全体の政策金融機関として欧州投資銀行(EIB)が存在します。また、各国レベルでは、ドイツの代表的政策

金融機関として復興金融公庫(KfW)が挙げられます。資本市場が最も発達している米国では、わが国と同様の政策金融は比較的少ないものの、連邦レベルで保証・融資による公的支援制度が存在するほか、各州レベルでは産業収入債等を活用したプロジェクト支援が幅広く行われています。

(参考) 欧米各国の公的金融について

1. EU

- ・全欧州レベルの公的金融として、EIB(欧州投資銀行)による融資が行われています。
- ・EIBの融資規模は、EU全体のGDPの0.39%(1998年)。これは、日本で類似した政策金融を行っている当行融資規模の対GDP比率(0.37%、1998年度*)にほぼ近い水準です。
*平成13年3月までの時限措置として行っている金融環境対応融資を除く(旧開銀・旧北東公庫合算ベース)。
- ・EIBの概要は以下の通りとなっています。

概要

目的 資本金	EU市場の均衡ある安定的発展 約47億ユーロ(欧州各国政府15カ国による出資) 自己資本比率10.9%*	設立 職員数	1958年 998人 (1998年末)
-----------	--	-----------	---------------------------

*自己資本(貸倒引当金を含む)の総資産に対する比率

業務内容

- 直接融資が主体です(融資期間は5～12年、インフラは20年。融資比率は原則、事業費の50%)
- TENsプロジェクト(通信など欧州横断ネットワーク) / 地域開発 / 電力・省エネなどのエネルギー、製造業などの産業競争力向上、鉄道・航空機などのインフラ整備、環境、都市開発など低開発地域の発展や複数の国にとり共通の利益となるプロジェクトを対象としています。

(規模)			(億ユーロ)		
1998年	承諾額	未残高	使 途	94～98計	構成比
	295	1,557	地域開発	687	44.2
			インフラ整備	362	23.3
			環境保全	301	19.4
			産業政策	52	3.3
			エネルギー	151	9.7
			計	1,553	100.0%

2. ドイツ

- KfW(復興金融公庫)を中心に、各種の公的金融機関が存在しています(純粋な政策金融機関のウェイトは1割程度)
- KfWの概要は以下の通りとなっています。

概要	沿革	沿 革
	1948年	長期産業資金供給を目的に設立(マ-シャルプラン見返資金(ERP)を原資)
	50年	中長期輸出金融、住宅・雇用創出プログラム開始
	52年	中小・中堅企業向けプログラム開始
	61年	KfW法改正:「経済の振興促進」へ目的拡大
	71年	自己調達資金プログラムを拡充
資本金	10億DM(授權資本ベース、連邦政府80%、州政府20%)	
組織	役員5名、従業員1,827名(1998年末)、本店:フランクフルト、事務所:ベルリン	

業務分野は、国内金融(技術開発、環境対策、中小企業対策*、住宅対策)、輸出入金融、海外投資、開発援助です。融資比率は50～75%(研究開発は100%)となっています。

*対象中小企業は売上高10億DM(約678億円)以下でかなりの企業が該当。その他の制度はそれ以上の大企業も対象としています。KfWの1998年融資総額は624億DM(約4.2兆円)。

注:為替レートは1998年末時点。

3. アメリカ

- 連邦政府による連邦信用プログラムおよび政府支援企業の残高ウエイ(非金融部門の負債残高に占める割合)は約19%(1999年9月末現在)
 - わが国における政策金融機関の貸出金残高ウエイ(金融機関貸出金残高に占める割合)は約17%(1999年3月末現在)
- 各州政府においても、貸付・保証制度があり、産業収入債の活用も図られています。
 - 直接貸付制度は43州に存在。また産業収入債は特定のプロジェクトの事業資金を調達するために州政府または公的機関が発行する債券で、投資家の利息収入に一部減税措置があり、発行利率が低く設定できるメリットがあります。

Q4 日本政策投資銀行と民間金融機関の最も大きな違いはどこにあるのですか。

A4 民間金融機関にも、国の信用秩序との関わりから公共的な役割がありますが、株式会社であればその目的は一義的には営利追求にあると言えます。これに対して、政府100%出資法人である日本政策投資銀行は、営利目的ではなく、政策的に重要なプロジェクトを支援することにより、わが国の経済社会政策に金融上の寄与をするこ

とを目的としています。

また、民間金融機関が企業の資金繰り全体を対象に、長短の融資を行うのに対して、当行は国民経済的に重要なプロジェクトを対象に、民間金融のみでは供給困難な長期資金の融資を行っています。

Q5 日本政策投資銀行の政策融資は、民間金融機関に対する利子補給で代替できるのではないですか。

A5 現行の長期・低利の政策融資を民間金融で代替しようとすれば、まず低利化のための利子補給金について新たな財源措置を講じる必要が生じることに加えて、民間金融では最長30年までの長期・低利資金の安定的な提供には限界があります。また、政策金融においては、長年培ったノウハウに基づき、中立・公平な立場から諸政策に

適合するプロジェクトを効率的に選別するとともに、事後的にも資金使途等について適切にモニタリングする必要があります。こうした事務手続きも含めて国民経済的観点から便益・費用を比較すれば、政策金融の実施は専門の政府機関に委ねる方が望ましいと考えられます。

Q6 日本政策投資銀行の融資は地域別にはどれくらいの割合で行われているのですか。

A6 日本政策投資銀行においては、「自立型地域創造」を業務の重点項目の一つとして位置づけ、「地域社会基盤整備」、「地域活力創造」および「地域連携・地域自立支

援」の3つの融資制度を中心に、様々な融資メニューによって全国各地域のプロジェクトに対する支援を行っています。

地域別融資実績(11年度)

(単位:億円、下段は全国シェア)

北海道	東北	関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	合計
723	1,750	5,798	568	1,437	1,833	1,431	257	961	14,758
5%	12%	39%	4%	10%	12%	10%	2%	7%	100%

(注)融資対象事業の立地点による分類。外貨貸付等を除く。

この結果、外貨貸付等を除く融資残高:18兆5,987億円のうち、地方圏向けのは9兆1,841億円と、当行融資の約5割が地方圏向けとなっています(平成12年3月末現在)

(単位:億円)

	日本政策投資銀行 平成12年3月末残高(構成比)	
地方圏	91,841	(49.4%)
大都市圏	94,146	(50.6%)
合計	185,987	(100.0%)

(注)大都市圏とは東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都で、その他は地方圏

Q7 日本政策投資銀行の融資の利用を検討しています。窓口はどこにあるのですか。

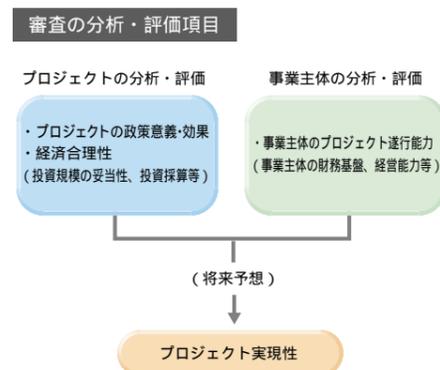
A7 日本政策投資銀行では、全国主要都市に窓口を設けて、ご計画のプロジェクトに対し、どのような資金調達が望ましいか、またどのような制度・条件(金利、期間等)でご融資できるか等について随時ご相談を承っています。

P64～66をご参照いただき、お近くの窓口にお気軽にお問い合わせください。

ご相談に当たっては、簡単な会社概要、プロジェクト概要などの資料をご用意ください。

Q8 日本政策投資銀行の行う融資審査のポイントを教えてください。

A8 融資のお申し込みに対しましては、貴社の概要や計画中のプロジェクトの内容についてお伺いし、事業主体のプロジェクト遂行能力やプロジェクトの採算、政策意義・効果等も審査の上、ご融資の条件等を検討させていただきます。



Q9 日本政策投資銀行の融資条件を教えてください。

A9 日本政策投資銀行の融資条件は次の通りです。

①融資額の範囲

融資金額についての上限はありませんが、通常はプロジェクトに必要な金額の一定割合となっています。

②融資期間

融資期間はプロジェクトの政策趣旨に応じて目安を定めていますが、プロジェクトの収益性、設備の耐用年数なども参考にしながら、ご相談させていただきます。

また、必要に応じて据置期間を設けることができます。

③金利

当行の融資は、長期の資金を低利で融資する点が特色です。具体的な金利水準はプロジェクトの政策性に応じて定められていますが、時々金融環境に応じて変化します。

また、社会資本の整備促進および地域の活性化に寄与する公共性の高いプロジェクトに対して無利子または低利で融資を行っています。

④担保・保証

担保・保証などについては、ご相談の上、決めさせていただきます。

登録免許税の非課税措置

資本金5億円未満の株式会社等に係る当行の債権については、当行の抵当権設定登記等の登録免許税を非課税とすることができます。

Q10 新聞で紹介されていた日本政策投資銀行のレポートが欲しい。

また、日本政策投資銀行が主催している講演会に参加したい。

A10 日本政策投資銀行では、融資や出資といった資金供給機能に加え、国民の皆さまへの情報提供を業務の大きな柱としています。

P64～66をご参照いただき、お近くの窓口にお気軽にお問い合わせください。

「日本政策投資銀行設立記念シンポジウム」開催

平成11年11月30日、東京大手町の経団連ホールにて、「21世紀日本の進路」をテーマに「日本政策投資銀行設立記念シンポジウム」を開催いたしました。

当日は、来賓代表として宮澤大蔵大臣より、「一昨年来の貸し渋り対策での資金供給および今般の経済新生対策でのベンチャー企業支援等、政策金融機関の機能が重要であること」並びに「従来通り地域への金融的支援についても十分な配慮をお願いしたい」とのご挨拶をいただきました。

(シンポジウム概要)

日時：平成11年11月30日

場所：経団連ホール(東京大手町)

プログラム:

開会挨拶 日本政策投資銀行 総裁 小粥正巳
 来賓挨拶 大蔵大臣 宮澤喜一氏
 基調講演 慶應義塾大学教授 竹中平蔵氏
 テーマ「21世紀日本の進路」

パネルディスカッション コーディネーター 髙 信彦氏
 パネリスト 伊藤元重氏
 坂本春生氏
 竹中平蔵氏
 寺島実郎氏



大蔵大臣 宮澤喜一氏



慶應義塾大学教授 竹中平蔵氏



プロジェクトファイナンスの推進

プロジェクトファイナンスとは、企業の信用力や担保価値に依存するのではなく、経営ノウハウや技術力等に着眼し、事業そのものが生み出すキャッシュフローに返済原資を限定する融資形態です。

このような融資形態は、従来わが国では行われてきませんでした。近時、自社の格付けに対する意識の高まり、大規模プロジェクトに対するリスク管理の強化、低下した企業信用から優良事業を切り離すことによる資金調達の円滑化等の観点からプロジェクトファイナンスを志向する企業が急増しています。

日本政策投資銀行は、かかるニーズにいちやく応え、事業の生み出すキャッシュフローの経済性に着眼したプロジェクトファイナンスによる融資に積極的に取り組んできています。

これまでに、国内初のプロジェクトファイナンス案件である中山共同発電IPPプロジェクトをはじめとして、英国の金融専門誌ユーロマネー社によるアジア地区プロジェクトファイナンス年間最優秀賞を受賞した米映画のテーマパーク案件であるユニバーサル・スタジオ・ジャパン、国内初の風力発電に対するプロジェクトファイナンス案件であるトーメンパワー 苫前など、国内の主要な案件の組成および融資を行い、プロジェクトファイナンス市場の発展に貢献しています。

プロジェクトファイナンスにおける日本政策投資銀行(Development Bank of Japan)

PF Asian League Table 1999

Top 10 arrangers		Top 10 providers	
Pos.	Arranger name	Pos.	Arranger name
	Amount(\$m)		Amount(\$m)
1	HSBC	1	HSBC
2	ABN AMRO Bank	2	Development Bank of Japan
3	ANZ Banking Group	3	JBIC
4	World Bank	4	Citigroup
5	JBIC	5	PT Bank Pembangunan Indonesia
6	Sanwa Bank	6	ABN AMRO Bank
7	Industrial Development Bank of India	7	KfW
8	Chang Hwa Commercial Bank	8	Banque Nationale de Paris
9	Development Bank of Japan	9	ANZ Banking Group
10	Citigroup	10	Sumitomo Bank

Project Finance 誌より

PFIの導入・定着に向けた「PFI相談センター」の開設

日本政策投資銀行では、平成11年7月のPFI推進法「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の成立を受けて、民間の資金やノウハウを活用した英国の社会資本整備手法であるPFI (Private Finance Initiative) のわが国への導入と定着に向けて、金融面・情報面からの支援を行っています。金融面での「木更津市、君津市、富津市および袖ヶ浦市広域廃棄物処理事業」および「東京都金町浄水場常用発電プロジェクト」等に対する民間金融機関と協調した融資への取り組みに加え、情報面からの支援の一環として、平成12年1月に本店プロジェクトファイナンス部、地域企画部および全国の支店・事務所に「PFI相談センター」を開設いたしました。これにより、地方自治体等の利便性を図ると共に各地におけるPFIに対する社会的ニーズに対応しています。

「PFI相談センター」の主な機能は、PFI事業を計画している自治体や事業関係者に対する情報およびアドバイスの提供とPFIの推進に必要な知識や手法を普及啓蒙することの二つです。

具体的には、「PFI相談センター」を通じてPFI事業の考え方、有効な活用方法に加えて、具体的な事業の進め方やファイナンス面での留意点等について情報提供やアドバイスをしています。

また、各種PFIセミナーに対して、講師派遣等を行うことにより、自治体等のPFI事業担当者の理解を深めるためのサポートを行っています。

地球環境プログラム

リオデジャネイロで開催された地球環境サミットなどの流れを受けて、1990年代以降地球環境問題は持続可能な発展を実現するうえでの最大の懸案事項となっています。1997年12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議(COP3)では、参加者から等しく地球環境保全の重要性は認識されたものの、貧困問題などを抱えていて経済発展を優先せざるを得ない途上国と、地球環境問題の解決には途上国の協力が必要だとする先進国の立場の違いが先鋭化し、最大の目的であった気候変動枠組条約への国際的な全面合意には至りませんでした。したがって、対策の実施に当たっては、地球環境問題を各国の持続可能な発展計画に織り込んでいくとともに、先進国が自ら対策を取りつつ財政および技術支援を継続していくことが重要になります。

日本政策投資銀行では、地球環境対策を主要な政策課題と捉えています。このような地球規模の問題に対しては日本国内のみでの対応では限界があり、温暖化ガス排出の増加が予想される途上国からの協力が不可欠と考えています。そこで、1998年以降世界銀行研究所および日本国環境庁の協力のもと、途上国および体制移行国の地球環境問題に対する制度能力強化を図るため、複数年に亘る地球環境プログラムを実施してきています。まず、1998年1月に地球環境プログラム準備会合を当行本店(東京)で行い、日本・欧米等の先進国および途上国の環境政策立案者、学者、民間セクター有識者を招いて、(1)地球環境問題が経済発展にもたらすコストなど基本的情報の共有、(2)途上国が地球環境対策実施に当たって抱えている問題の整理、(3)そうした問題解決への政策・制度面の具体的な対応を目的に討議を行いました。これを受けて、地球環境プログラムでは、1998年12月に開催されたサンパウロセミナーを皮切りに、セミナー・スタディツアー、ケーススタディ開発、関係者間のネットワーク構築・強化を3本柱とする活動を展開してきています。主な活動実績は右表の通りです。

このように、当行は過去40年以上にわたる公害防止投資、省エネルギー投資、再生利用可能エネルギー投資、グリーンテクノロジー開発などに対する融資業務や、調査部、地域企画部および設備投資研究所地球温暖化センターにおける調査業務に基づき、政府部門、民間企業、地域コミュニティによる地球環境対策のベストプラクティスや潜在的な貢献可能性についてのナレッジを創造し、広く国内外に伝えていきます。経済社会の持続可能な発展を新千年紀における使命とし、環境金融のフロントランナーを目指す当行は、地球環境問題における知的技術支援を、国際協力活動における重要分野と位置づけていきます。

セミナー・スタディツアー

- 1998年12月 サンパウロ
「地球温暖化と熱帯林保護・種の多様性」
- 1999年6月 シンガポール
「地球温暖化対策と持続的発展の両立:日本のベストプラクティス」
- 1999年11月 ハンコウ
「アジアの大都市における大気質管理と地球温暖化対策」
- 1999年12月 東京ほか
「日本企業による環境対策事例」

ケーススタディ開発

- 「地球温暖化対策における地方自治体及び民間企業のイニシアティブ:鉄鋼、電力、林業の取り組み」(世界銀行より出版予定)
- 「自動車公害対策における地方自治体の役割と制度能力:東京都の事例」(同上)

地球温暖化ニュース・レター

“DBJ ENVIRONMENTAL UPDATE” 発行

日本政策投資銀行設備投資研究所では、「気候変動枠組条約締約国会議(COP)」の動向や地球温暖化に関する科学的知見等を取りまとめたニュース・レター“DBJ ENVIRONMENTAL UPDATE”を発行しています。

- No.1 “COP5”以降への課題(2000.4)
- No.2 京都議定書の展望 - “COP5”の意義と課題 - (2000.5)

近年の環境問題は全地球的規模に影響が及んでいるのが特徴です。とりわけ地球温暖化問題に象徴される地球環境問題は、わが国が国際的な視点から取り組むべき最も重要な政策課題のひとつになっています。

地球温暖化現象をはじめとする地球環境問題は優れて経済学的な問題となっていることから、当行では設備投資研究所内に地球温暖化研究センターを設置し、経済理論に立脚した基礎研究を進めています。これまでの研究成果の一部は単行本などの形で公表されています。これに対し“DBJ ENVIRONMENTAL UPDATE”では研究成果以外の地球温暖化に関するさまざまな話題を紹介していきます。

活動状況

最近の経済対策と日本政策投資銀行

わが国経済の新たな牽引役として期待されるベンチャー企業への支援策は、政府の「経済新生対策」の1つの柱とされており、日本政策投資銀行においても、以下の対応を図っています。

【ベンチャーインキュベーションファンド創設】

日本政策投資銀行では、政府系ベンチャーキャピタルの「新規事業投資株式会社」への出資を通じ、民間のベンチャービジネス支援企業と共同してファンド（投資事業組合）を形成し、情報通信、バイオなど先端的かつ重要な分野のベンチャー企業に対する事業化支援を行います。

【知的財産権担保等の一層の活用によるベンチャー企業への支援】

ベンチャー企業は一般的に物的担保不足のため民間金融機関から融資等が受けにくい面がありますが、ベンチャー企業の発行するワラント債の取得や民間金融機関からの融資に対する債務保証を積極的に活用するとともに、従来から行ってきた特許権、プログラム著作権等の知的財産権担保を十二分に活用した融資も積極化していきます。

【産学官連携による先進的技術開発プロジェクト事業化における中堅企業等への支援】

今後、成長の期待できる情報通信、バイオ、高齢化対策、環境対策等のリーディング産業を育成するために、大学や公的研究機関において研究され一定の有用性が認められた先進的な技術の事業化について、知的財産権担保等を活用した融資により、ベンチャー企業に加えて中堅企業等による事業化を支援していきます。

有珠山噴火による災害復旧への支援

日本政策投資銀行では、北海道有珠山の噴火により被害を受けられた企業の方を対象とする「火山活動関連災害特別相談窓口」を開設しました（3月30日）。北海道内の3つの窓口（北海道支店（札幌）、函館事務所、釧路事務所）を中心に災害に伴う設備等の復旧資金のご相談に対応しています。

また、有珠山噴火により被害を受けられた企業に対する災害復旧融資に関して、通常の貸付利率を下回る低利の適用を行う特別措置を実施しました（6月9日）。

DBJ

日本政策投資銀行の業務分野と平成12年度投融資計画

平成12年度の日本政策投資銀行の業務分野としては、

1. 自立型地域創造
2. 豊かな生活創造
3. 経済活力創造

を3つの大きな柱としており、これは主務大臣が作成した「中期政策方針（平成11年10月1日）」においても定められております。各分野においては、下記のような投資の推進を図るべく、投融資業務を中心として、政策立案やプロジェクト形成をサポートする調査研究、情報提供活動などにも努力していきます。

1. 自立型地域創造

既成市街地の高度利用、地域交通・物流の基盤整備などの地域社会基盤整備
 地域産業立地促進などの地域活力創造
 地域産業振興・雇用開発などの地域連携・地域自立支援

2. 豊かな生活創造

廃棄物・リサイクル対策、原子力開発、都市防災対策、福祉・高齢化対策などの環境・エネルギー・防災・福祉対策

大都市圏・基幹交通整備、航空輸送体制整備、流通効率化などに資する交通・物流ネットワークの形成
 電気通信網整備・安全・高度化促進、高度情報化促進などの情報通信ネットワークの形成

3. 経済活力創造

新分野進出をはじめとする事業再構築支援、規制緩和分野投資促進、輸入・対内投資促進などの経済構造改革
 わが国産業の技術水準の向上に寄与する新技術開発、新規事業育成などの知的基盤整備

また、資金調達が困難となっている中堅企業等に対する信用供与が確保されるよう、長期運転資金および社債償還資金の貸付等について、中堅企業等向け貸し渋り対策を引き続き推進します。

平成12年度の投融資計画額は、2兆2,300億円となっています。

平成12年度新規・拡充項目

1. 自立型地域創造

PFI事業の推進

民間の資金、経営能力および技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理および運営等の促進を図るため、融資制度において限定的となっていた対象施設の限定解除を行いました。

土地有効利用事業の推進

土地の合理的かつ健全な利用および都市機能の高度化を図るため、都市基盤整備公団が行う土地有効利用事業に係る土地において行われる建物整備事業に対する融資制度を創設しました。

2. 豊かな生活創造

環境対策の推進

循環型経済システムの構築を目指すとともに、環境負荷の低減を図るため、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（製品の再使用）、リサイクル（廃棄物の再資源化）を一体的に推進する融資制度を創設しました。

またダイオキシン類の排出削減等に必要な施設を整備する事業に対する融資制度を創設しました。

情報通信ネットワーク整備の推進

高度情報通信社会における勤務形態の多様化ニーズに対応するため、テレワーク・SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）に係る施設整備を促進する事業に対する融資制度を創設しました。

3. 経済活力創造

知的基盤整備の推進

民間企業の研究開発・技術開発活動を活発化させ、わが国の科学技術の進歩ならびに、経済活力の維持向上を図るため、船舶の新技術として開発されたTSL（テック・スーパー・ライナー）の事業化に対する出資制度を創設しました。

4. 社会資本整備促進

PFI事業の推進

民間の資金、経営能力および技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理および運営等の促進を図るため、社会資本整備促進融資制度の対象施設として、循環型経済システムの構築、環境負荷の低減に資する廃棄物処理施設を追加しました。

年度別投融資金額 (単位：億円)

項目	年度(平成)		11		合計	(参考) 11年度末残高
	9	10	上期	下期		
	日本開発銀行		日本政策投資銀行			
自立型地域創造	3,787	3,542	985	1,365	2,953	45,286
地域社会基盤整備	2,889	2,168	620	698	1,414	26,809
地域活力創造	243	599	114	185	393	4,388
地域連携・地域自立支援	655	775	250	482	1,146	14,089
豊かな生活創造	11,914	10,943	2,864	5,347	8,232	113,109
環境・エネルギー・防災・福祉対策	5,486	3,970	1,245	2,286	3,548	59,122
交通・物流ネットワーク	4,584	4,181	1,006	1,829	2,836	42,119
情報通信ネットワーク	1,844	2,792	613	1,232	1,847	11,868
経済活力創造	2,232	11,260	2,017	1,545	3,861	23,249
経済構造改革	1,795	10,757	1,925	1,445	3,660	19,006
知的基盤整備	437	502	91	100	201	4,243
小計	17,933	25,745	5,866	8,257	15,046	181,644
社会資本整備促進	1,072	688	60	436	506	7,588
合計	19,005 (6)	26,433 (248)	5,925 (1)	8,694 (32)	15,551 (257)	189,232 (1,200)
	北海道東北開発公庫					
一般	2,225	2,924	923			
社会資本整備促進	45	61	10			
合計	2,270 (3)	2,985 (-)	933 (223)			

(注1)10年度以前の日本開発銀行は、11年度項目区分に便宜上組み替えています。

(注2)11年度は、上期：旧日本開発銀行および旧北海道東北開発公庫、下期：日本政策投資銀行の数値を合計しています。なお、旧北海道東北開発公庫の業務に相当する分1,464億円(上期の北海道東北開発公庫を含む。)地域振興整備公団の旧貸付業務に相当する分5億円、環境事業団の旧貸付業務に相当する分63億円を含んでいます。

(注3)内は出資で内数です。なお、11年度上期の北海道東北開発公庫および当行11年度末残高については、この他に苫小牧東部開発株式会社からの代物弁済による株式取得112億円があります。

(注4)端数処理のため、各項目の和と合計が一致しないことがあります。

平成12年度投融資計画と各分野の対象事業例

		12年度計画額	融資対象事業
自立型地域創造	地域社会基盤整備	2,595	市街地再開発、大規模遊休地等有効利用促進、中心市街地活性化、民間資金活用型社会資本整備
	地域活力創造	990	地域産業立地促進等、地域産業集積活性化等
	地域連携・地域自立支援	1,695	一極集中是正、地域産業振興・雇用開発等
計		5,280	
豊かな生活創造	環境・エネルギー・防災・福祉対策	4,920	廃棄物・リサイクル対策、原子力開発、都市防災対策、福祉・高齢化対策等
	交通・物流ネットワーク	3,840	鉄道新線建設、物流近代化ターミナル等
	情報通信ネットワーク	1,930	電子商取引、光ファイバー網、CATV等
計		10,690	
経済活力創造	経済構造改革	4,047	事業再構築支援、貸し渋りを受けた企業の設備投資等の支援、対日直接投資事業等
	知的基盤整備	1,060	新技術開発、ベンチャー企業新製品開発等
	計	5,107	
社会資本整備促進		1,223	高度通信施設整備事業(加入者系光ファイバー網等)、総合流通機能高度化施設(FAZ等施設)等
合計		22,300 (うち出資349)	

(注)12年度計画額には、以下の業務相当分を含んでいます。

旧北海道東北開発公庫：2,561億円、地域振興整備公団の旧貸付業務：176億円、環境事業団の旧貸付業務：132億円

地域社会基盤整備



みなとみらい121地区(神奈川県横浜市)

埋立事業と土地区画整理事業により造成される186haの土地に就業人口19万人、居住人口1万人の都市を整備します。中核的施設として横浜国際会議場、横浜ランドマークタワー、クイーンズスクエア横浜が既に完成し、民間の業務立地も進みつつあります。



エルムの街ショッピングセンター
(青森県五所川原市)
～五所川原街づくり圏～

青森県津軽西北5地域の中心商業都市である五所川原市の活性化を目指し、平成9年11月に開業。五所川原市は当該商業施設を中心として各種施設を整備し、複合的機能を備えた総合的街づくり事業を進めています。



永田町2丁目再開発事業(東京都千代田区)

地権者による大規模な共同事業で、再開発地区計画制度の適用により土地の高度利用を図るとともに、道路、広場、緑地等の公共スペースを整備し、快適な都市空間を形成しています。



超低床路面電車(広島県広島市)
～広島電鉄線～

超低床路面電車<グリーンムーバー>は、ホームとの段差が少なく、車椅子やベビーカーでの乗降もスムーズに行うことができます。また、国際平和都市広島市の都市景観への配慮から、広島市の都市アイデンティティ「水と緑」を表す車両カラーを使用するなど車両デザインも工夫されています。

融資対象

地域の社会基盤整備を推進するため、以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資を行っています。

地域社会基盤整備	地域街づくり	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の再開発・高度利用事業 公共施設等を備えた建築物の整備事業 歴史的建築物の保存、街並みの景観整備事業 市街地コミュニティ施設整備事業 中心市街地の活性化事業 大規模遊休地等の有効利用促進に資する事業
	地域社会資本	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力を活用した都市基盤・産業基盤の整備事業 民間資金を活用した社会資本の整備事業 港湾機能の整備事業 都市駐車場、道路利用者の利便施設の整備事業 地域における物流基盤の整備事業 地方私鉄・バス・空港施設等の整備事業 地域冷暖房施設整備事業 都市ガス整備・天然ガス化促進事業 地熱発電事業 地域におけるCATV施設等の整備事業

調査・研究活動

- 「首都圏における住宅問題の考察 - ミクロデータによる住宅市場の検証 - 」調査211号(96.4)
- 「東アジア主要都市における業務機能の立地環境」調査219号(96.9)
- 「地方都市における交通のあり方」(98.3)
- 「中心市街地の活性化に向けて」(98.11)
- 「跡地利用による地域振興～都市再構築とコミュニティ発展に向けた取り組み」(2000.3)

地域活力創造



米菓工場建設(新潟県小千谷市)
~越後製菓㈱~

米どころ新潟のもち米、うるち米を用いた「あられ」、「せんべい」など米菓の生産拠点です。衛生面や安全性にも優れた良質な製品を製造し、地場産業の振興や雇用創出など地域産業の高度化に寄与しています。



海の中道海洋生態科学館(水族館(博物館相当施設))
(福岡県福岡市)
~㈱海の中道海洋生態科学館~

福岡市にある国営「海の中道海浜公園」内に設けられた、九州最大規模の水族館。日本海に住む海の生物を中心に世界の水生生物に関する学習が行えるよう展示がなされています。

融資対象

地域の自立的発展を推進するため、地域活力の創造に資する以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資等を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
地域活力創造	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業立地促進等 地域産業集積活性化等 地域振興施設整備 大規模基地活性化 寒冷地産業活動活性化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業の活性化・高度化 地域を支える基盤的技術産業の集積・維持・発展 国民の余暇活動のための施設整備を通じた地域振興 国または地方公共団体の計画に基づく大規模な土地造成事業および企業立地・基地関連施設の整備 地域資源を活用した産業活動活性化

調査・研究活動

- 「技術集積型地域～内外の環境変化の影響と今後の対応」(2000.3)
- 「産業立地推進政策の現状と課題」(2000.4)

地域連携・地域自立支援



清酒工場建設(長野県長野市)
~古野興業㈱/吉野屋商事㈱~

善光寺近隣に位置する、日本酒の製造設備、レストランおよび売店等からなる複合型の清酒工場です。工場内に見学施設を備え、地域社会に開放された地場産業施設であるとともに、観光拠点としても期待されています。

融資対象

地域の自立的発展を推進するため、地域連携・地域自立支援に資する以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資等を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
地域連携・地域自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 一極集中是正 地域産業振興・雇用開発 地域自立支援 	<ul style="list-style-type: none"> 多極分散型国土の形成、地域連携拠点の整備 条件不利地域における産業振興・雇用創出 地域中堅企業等の経営基盤強化

調査・研究活動

- 「情報サービス産業の地域展開に向けて」(97.3)
- 「地域活性化の核、大学」(97.3)
- 「地域における環境への取り組みについて～地方自治体とNPOによるローカル・パートナーシップに向けて～」(99.1)
- 「企業立地・連携促進による地域産業振興」(2000.3)
- 「環境産業を活用した地域振興について」(2000.4)

地域活性化に向けたセミナー・講演会

- まちづくり 「中心市街地活性化セミナー」開催
- 産学連携 「新規事業講演会」開催
- 地域の国際化 「アジアセミナー」開催
- 社会資本 「PFIセミナー」開催
- など、地域の課題等に沿ったテーマで各地方において開催

環境・エネルギー・防災・福祉対策



風力発電所(山形県立川町)
～(株)たちかわ風力発電研究所/エコ・パワー(株)～

無尽蔵でクリーンなエネルギーである風力を活用し、地域のために電力供給を行う発電施設です。電力供給のみならず、環境対策および土地の有効利用の観点からも期待されています。



阪急伊丹駅(兵庫県伊丹市)
～阪急電鉄(株)～

阪神・淡路大震災で被災したターミナルビルの再建にあたり、高齢者や身体障害者の方にも利用しやすいように、バリアフリーの施設整備を行っています。



産業廃棄物処理特定施設(岩手県江刺市)
～(財)グリーンいわて事業団～

「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」に基づく第1号認定施設で、最新の処理技術や公害防止技術を導入し、周辺環境との調和にも配慮した、複合的な処理施設です。

融資対象

豊かな国民生活を実現するため、環境の保全対策、エネルギー・セキュリティの確保、防災対策、福祉・高齢化対策に資する以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資等を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 水力発電、風力発電、太陽光発電、地熱発電施設等の整備事業 ISO14001取得に係る投資 環境保全型製品に係る設備 省エネ設備、省エネ建築物の整備事業 省エネ機械、自動車等の取得資金、コ・ジェネレーションシステム設備 リデュース、リユース、リサイクル事業、廃棄物処理施設 公害防止施設 特定フロン等の排出抑制設備 高効率の石炭火力・液化ガス火力発電設備 天然ガス貯蔵設備、ガス冷房設備 	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー・自然エネルギー開発 標準的な環境基準への早期対応 エコマーク製品の普及促進 エネルギー利用効率の向上 循環型社会構築、廃棄物の適正処理 公害防止 オゾン層保護、地球温暖化抑制 CO₂排出抑制等環境負荷の低減
エネルギー・セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電設備、核燃料サイクル施設 大陸棚石油開発関連設備 石油精製関連設備(分解装置、脱硫装置、低ベンゼン化装置等) 石油・LPG備蓄タンク 	<ul style="list-style-type: none"> 準国産エネルギーの開発によるエネルギーセキュリティの確保、環境負荷の低減 自主開発原油の確保 石油精製機能の効率化、環境負荷の低減 緊急時の安定供給の確保
防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 避難地、避難路周辺における耐火建築物の整備、耐震性の劣る建築物の改修 共同溝等の整備、電線の地中化等 市街地の治水事業と一体的に整備される建築物整備、地下鉄・地下街等の浸水防止設備の整備 阪神・淡路大震災の被災地における建築物整備 	<ul style="list-style-type: none"> 類焼防止、避難地・避難路の安全性確保、地震による建物倒壊の防止 災害時におけるライフラインの安全性確保、都市景観の向上 水害に強い都市づくり 被災地の復興促進
福祉・高齢化対策	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・身障者に配慮した建築物 有料老人ホーム等 重度障害者等を多数雇用する事業所施設・設備 福祉機器製造設備、福祉機器ショップ等 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・身障者の利用が容易な都市施設の整備 高齢者が安心できる居住環境の整備 重度障害者等の雇用の拡大、自立支援 福祉関連機器の製造・流通経路の整備普及

調査・研究活動

- 「電気事業の規制に関する議論について」調査214号(96.6)
- 「環境と持続的展開に関するシンポジウム」(1996.97)
- 「ヘルスケア分野における情報化の現状と課題」調査228号(97.8)
- 「わが国機械産業の課題と展望 - ISO14000シリーズの影響と環境コスト -」調査232号(97.9)
- 「高齢社会の介護サービス」調査249号(98.8)
- 「環境パートナーシップの実現に向けて - 日独比較の観点から見たわが国環境NPOセクターの展望 -」調査250号(98.10)
- 「欧米における自然環境保全の取り組み - ミティゲーションとピオトープ保全 -」調査256号(99.5)
- 「わが国環境修復産業の現状と課題 - 地下環境修復に係る技術と市場 -」調査3号(99.10)
- 「労働安全対策を巡る環境変化と機械産業」調査10号(2000.6)
- 「温暖化対策とわが国の経済成長: 計量モデルによる研究」
- 「DBJ ENVIRONMENTAL UPDATE」(2000.4, 5 随時発行)

交通・物流ネットワーク



JRセントラルタワーズ
(愛知県名古屋市)
～ジェイアールセントラルビル(株)～
百貨店、ホテル、オフィス等を擁する「JRセントラルタワーズ(延床面積:約41万㎡、高さ:245m)」は、中部圏の一大交通拠点である名古屋駅のターミナル機能高度化を図るために建設されました。



大規模・共同利用型トラックターミナル(東京都江戸川区)
～日本自動車ターミナル(株)～
増大する物流の合理化および道路交通の円滑化を目的として、首都・東京の外周部にトラックターミナルを整備、全国的物流ネットワークの拠点として活用されています。

融資対象

国内における地域間連携の促進と経済社会の国際化の進展に不可欠な交通基盤並びに国民生活および産業活動を支える物流基盤の整備のため、以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資等を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
交通ネットワーク	・大都市圏・基幹交通整備 (事故防止、混雑緩和、輸送力増強工事等)	・鉄道輸送の安全性向上 ・通勤混雑の緩和 ・都市間交通の高速化
	・航空輸送体制整備 (3大空港の旅客ターミナル)	・拠点空港の整備
物流ネットワーク	・貿易物資安定供給 (外航船舶、海上輸送関連物流施設等)	・貿易物資の安定的海上輸送の確保
	・流通効率化 (倉庫、荷捌き施設、配送センター等)	・物流の円滑化・効率化 ・物流コストの削減
	・食品・生活関連物資安定供給 (食品配送拠点施設、生協店舗等)	・食品の安定的かつ効率的な供給 ・消費者による生活物資自主流通の促進

調査・研究活動

- ・「航空旅客需要と国際空港整備」調査200号(95.4)
- ・「鉄道貨物輸送の現状と問題点」レポート(95.10)
- ・「わが国小売業の現状と将来について - 日米比較を中心として - 」レポート(96.3)
- ・「わが国流通システム変革の方向性 - 多様な消費選択を支えるための基盤強化に向けて - 」調査217号(96.7)
- ・「道路交通問題における新しい対応 - ITS(インテリジェント・トランスポート・システムズ)の展望 - 」調査236号(97.12)
- ・「我が国における物流子会社のサードパーティロジスティクス(3PL)への取り組みと今後の展望」レポート(2000.3)

情報通信ネットワーク



CATV放送センター(岡山県倉敷市)
~岡山県ケーブルテレビ~
岡山県倉敷市、総社市、玉野市等を事業区域とするCATV事業者。地元情報番組(コミュニティチャンネル)を含めた多チャンネル放送サービスを提供するほか、各地方公共団体と協力し行政情報の広報にも貢献しています。
また、岡山県の情報ハイウェイ構想に対応してCATV回線を使ったインターネット接続サービスを行うなど、地域情報化の中核的なメディアとして期待されています。

融資対象

高度情報通信社会の実現に向け、以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資等を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
情報通信ネットワーク	電気通信網整備・安全・高度化促進 (第一種電気通信事業用設備整備事業、テレワーク・SOHO施設整備促進事業等)	・21世紀に向けた情報通信インフラ整備 ・高度情報通信社会における勤務形態の多様化
	高度情報化促進 (情報処理高度化事業等)	・情報処理システムの高度化 ・電子商取引の普及・促進
	放送利用高度化促進 (放送デジタル化推進事業等)	・地上放送のデジタル化促進 ・既存アナログ放送の円滑な周波数移行

調査・研究活動

- ・「情報家電 - 日本企業の強みと将来への課題 - 」調査235号(97.11)
- ・「ケーブルテレビの高度化に向けた検討会」(郵政省、99.10~2000.6)
- ・「エレクトロニック・コマース(EC)の産業へのインパクトと課題」調査246号(98.8)
- ・「通信情報分野の産業動向」(早稲田大学国際情報通信センター講義、2000.5)
- ・「わが国半導体産業における企業戦略 - アジア諸国の動向からの考察 - 」調査259号(99.8)

経済構造改革

(1) 規制緩和・事業革新等

プリント染色加工設備集約化工事
(愛知県西春日井郡)
~東海染工機~
内外の急激な経済環境変化に対応するため、分散していた捺染加工工程をコンピュータートレーシングシステムとの連携を図る形で集約化する事業革新事業に取り組み、工期短縮および生産コストの大幅な低減を通じた事業基盤の再構築を実施するものです。



融資対象

既存の経営資源を有効活用して行われる事業再構築を対象として長期かつ低利の融資を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
事業革新円滑化	新商品の開発・生産、新生産方式の導入 新取引方式の導入、その他*	わが国を巡る経済環境変化に対応した既存分野の効率化および新分野展開等の事業再構築に対する支援を通じて、良質の雇用機会を確保するとともにわが国の経済構造改革を促進
事業構造変更円滑化	工場、物流施設等の集約化	
経営資源活用事業	特定事業者等の有する経営資源を有効利用する事業	

*その他

- ① 規制緩和に伴い創出される新規事業分野や既存事業分野への新規参入
- ② 電気・ガス事業への新規参入
- ③ 新たに会社を設立して開始する新たな事業等について積極的に支援を行っています。

(2) 金融環境対応

融資対象

金融機関の破綻、貸し渋りの影響を受け、十分な資金調達が困難となっている中堅企業等の設備投資および設備資金返済資金などを対象として、長期かつ低利の融資を行っています。

設備投資円滑化資金	周辺地域の経済の健全な回復に資する設備投資に係る資金
事業関連長期運転資金	周辺地域の経済の健全な回復に資する事業の実施に必要な長期運転資金
返済円滑化資金	周辺地域の経済の健全な回復に資する事業に係る借入金の返済資金
社債償還円滑化資金	周辺地域の経済の健全な回復に資する事業に係る社債の償還資金

(3) 輸入・対日投資促進



輸入車流通センター(愛知県豊橋市)
~フォルクスワーゲン グループ ジャパン(株)~
整備センター、保管施設および部品センターからなる輸入車のための総合流通センターです。



半導体製造装置テクノロジーセンター(千葉県成田市)
~アプライドマテリアルズジャパン(株)~
半導体製造装置の顧客のための技術サポートセンターです。

融資対象

貿易収支および内外直接投資の不均衡を背景とする国際経済摩擦を解消し、わが国の産業構造を国際的に調和のとれた活力あるものへと転換していくために、長期かつ低利の融資を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
輸入促進基盤強化	輸入品の検査、保管、展示、アフターサービスのための施設 輸入品を中間財とする生産設備	経常収支黒字の削減 安価で良質な輸入品の輸入促進を通じた国民の消費 選択幅の拡充と内外格差の是正
対内直接投資事業促進	外資系企業の工場・研究所 外資系企業が共同利用する施設 対日投資のための基盤施設	内外不均衡の是正 外資系企業の優れた経営資源と高度な産業技術導入 によるわが国経済の活性化

調査・研究活動

- ・「最近の経済動向 - グローバル化の進展とそのインパクト - 」調査221号(97.1)
- ・「対日直接投資と外資系企業の分析」調査225号(97.3)
- ・「貿易構造の変化が日本経済に与える影響 - 生産性および雇用への効果を中心に - 」調査226号(97.5)
- ・「わが国自動車・部品産業をめぐる国際的再編の動向」調査9号(2000.4)

知的基盤整備

(1) 新技術開発



TSL建造試験事業
~テクノスーパーライナー技術研究組合~
高速大量海上輸送を通じて新たな物流システムの構築に貢献する、次世代高速貨物船「テクノスーパーライナー」の研究開発事業です。

融資対象

わが国の技術水準の向上をめざして、以下の事業を主な対象として長期かつ低利の融資を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
研究施設整備、企業化開発 新技術企業化等	高度先端技術の基礎応用研究に必要な研究施設、新技術を実証するためのパイロットプラント等の建設資金および研究開発資金、新技術の成果を企業化するために必要となる資金等	近年、技術開発水準が非常に高度化し多大な開発資金が必要となるなど技術的、経済的リスクが増大する中、長期・低利資金の供給によりわが国の技術水準向上に資する新技術開発事業の顕在化に貢献

(2) 新規事業育成



金型製造用CAD/CAMの企業化開発
～(株)インクス～

3次元CADデータをもとに、金型設計データ、さらにはマシニングセンターのNCパスを自動生成するソフトを企業化開発するものです。これまで熟練工が2次元の図面により1ヵ月程度を要していた金型製作を、特殊技能なしに6日で完成するまでに短縮可能とした画期的なプログラムです。

融資対象

高い技術力を持った中堅企業や成長初期段階の企業が、新製品・新商品の開発あるいは新たな役務の提供が円滑に行うことができるよう、以下の事業を主な対象として融資を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
新規事業育成	高度な技術力や独自のノウハウがありながら、まだ成長段階にあるため十分な信用力がなく、事業資金の調達が困難なベンチャー企業が、新製品・新商品の開発や新たなサービスの提供を行うための資金	新規事業の創出、規制緩和分野をはじめ新分野への進出には、大きなリスクを伴うため、こうしたベンチャー企業を支援することにより、新たなビジネスチャンスと新規雇用機会の創出、自由競争の促進などにつながり、経済社会の活性化に寄与

調査・研究活動

- ・「最近のわが国企業の研究開発動向」調査204号(95.7)
- ・ベンチャーフォーラムの開催(95.11, 96.6, 96.12, 97.2, 97.5, 97.9, 98.3, 98.10, 99.6)
- ・「DNA解析研究の意義・可能性および課題 - 社会的需要の確立が前提条件 - 」調査231号(97.9)
- ・「日本の技術開発と貿易構造」調査241号(98.6)
- ・「わが国企業の新事業展開の課題 - 技術資産の活用による経済活性化への提言 - 」調査243号(98.7)
- ・「最近のわが国企業の研究開発動向 - 技術融合 - 」調査247号(98.8)
- ・「知的所有権担保融資について」(郵政省「情報通信ベンチャー勉強会」講演、2000.3)
- ・「事業計画とベンチャー」ベンチャー企業の資金調達(東京工業大学「平成11年度ベンチャービジネス特論」講義、2000.1～2)
- ・「会社をつくる」(立教大学「平成12年度企画講座」講義、2000.4～)
- ・「地域情報化と情報産業系ベンチャー企業の展開について」(財)日本地域開発センター「地域開発」寄稿、2000.4)
- ・「政策銀におけるベンチャー支援の取り組みについて」((財)日本テクノ「特許流通アドバイザー研修」講演、2000.6)

社会資本整備促進



愛媛FAZ(愛媛県松山市)
～愛媛エフ・エー・ゼット(株)～

平成8年に開業した国際物流と産業交流の拠点で、民活法に基づき地元自治体と経済界が一体となって整備した施設です。松山港、松山空港に隣接し、愛媛県および四国地域における物流効率化、地域国際化促進のための基盤施設として活動を行っています。

融資対象

日本電信電話株式会社の株式の売払収入を活用して、社会資本の整備促進と地域の活性化に寄与する公共性の高い事業に対し、無利子または低利で融資を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
民活法対象事業	・リサーチコア ・国際見本市場・会議場施設等	民間事業者の能力を活用した特定施設の整備による社会基盤充実
特定民間都市開発事業	・多目的ホール、会議場等都市機能の増進に資する施設	良好な市街地の形成と都市機能の維持・増進
テレトピア事業	・テレトピア指定地域におけるCATV施設等	高度な情報通信基盤整備の普及促進による地域の情報化
高度通信施設整備事業	・加入者系光ファイバ網等の高度な電気通信施設	新世代通信網の構築による社会資本整備
民間資金活用型社会資本整備	・廃棄物処理施設	民間の資金、経営能力等を活用した効率的かつ効果的な社会資本整備

この他にも中心市街地活性化法対象事業、放送デジタル化推進事業等に対して無利子・低利融資を行っています。

出資



湘南国際村センター(神奈川県葉山町)
～(株)湘南国際村協会～

三浦半島中央部に位置する国際交流研修施設(民法第2条第1項第5号八施設)平成6年6月開業。国際会議場等を併設し、日本企業および外国企業の従業員が研修・学術研究を通じて相互の交流を図っています。



オホーツク流水科学研究所(北海道紋別市)

世界初の氷海域における実海域観測施設であり、氷海観測海洋技術に関する研究・開発および受託業務、水産資源の活用にかかる基礎研究のほかに、氷海科学研究施設の公開(海中展望等)および維持管理業務を行っています。

出資対象

経済社会の活力の向上および持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する以下のような事業に対し、出資を行っています。

	主な出資対象	期待される政策効果
民活法対象施設整備	・リサーチコア ・国際見本市場・会議場施設等	民間事業者の能力を活用した特定施設の整備による社会基盤充実
港湾機能総合整備	・旅客ターミナル施設 ・港湾業務用施設等	旅客等港湾利用者の利便性増進・港湾業務の効率化
鉄軌道整備促進	・東京都・政令指定都市およびその周辺における鉄軌道施設	都市圏における鉄軌道の整備による都市機能の維持・増進
中心市街地活性化	・中心市街地における市街地の整備改善および商業等の活性化の一体的推進事業	魅力ある店舗の誘致、空ビル有効利用、駐車場や交通アクセス改善等による都市機能の向上
新技術開発	・船舶新技術開発促進 ・建設新技術開発促進等	TSL(テクノ・スーパー・ライナー)の事業化等を通じた経済活力の向上

この他にも街区整備、核都市拠点整備、地域冷暖房、地方空港ターミナル等の事業に対して出資を行っています。

保証

企業の民間金融機関からの借入や米国輸出入銀行からの外貨借入の円滑化を図るべく、これら借入に対し債

務保証を実施してきており、その保証累計額は1兆880億円に及んでいます。

日本政策投資銀行では、プロジェクトの構想・計画段階より、公平・中立的な観点から事業化ノウハウの提供、参加者間の調整等を行い、プロジェクトの組み立て、事業化を支援しています。また、従来の手法に加えて、新たな金融手法への取り組みも強化しています。

プロジェクトの企画・事業化への対応

政策的意義の大きい重要なプロジェクトについては、長期にわたりその政策意図が十分に反映されるよう関係者間の合意を形成しつつ、一定の事業採算を確保していくことが重要になります。

当行はこれまで培ってきたさまざまな事業化ノウハウや投融資機能等を活用し、プロジェクトの各段階できめ細かく支援していきます。

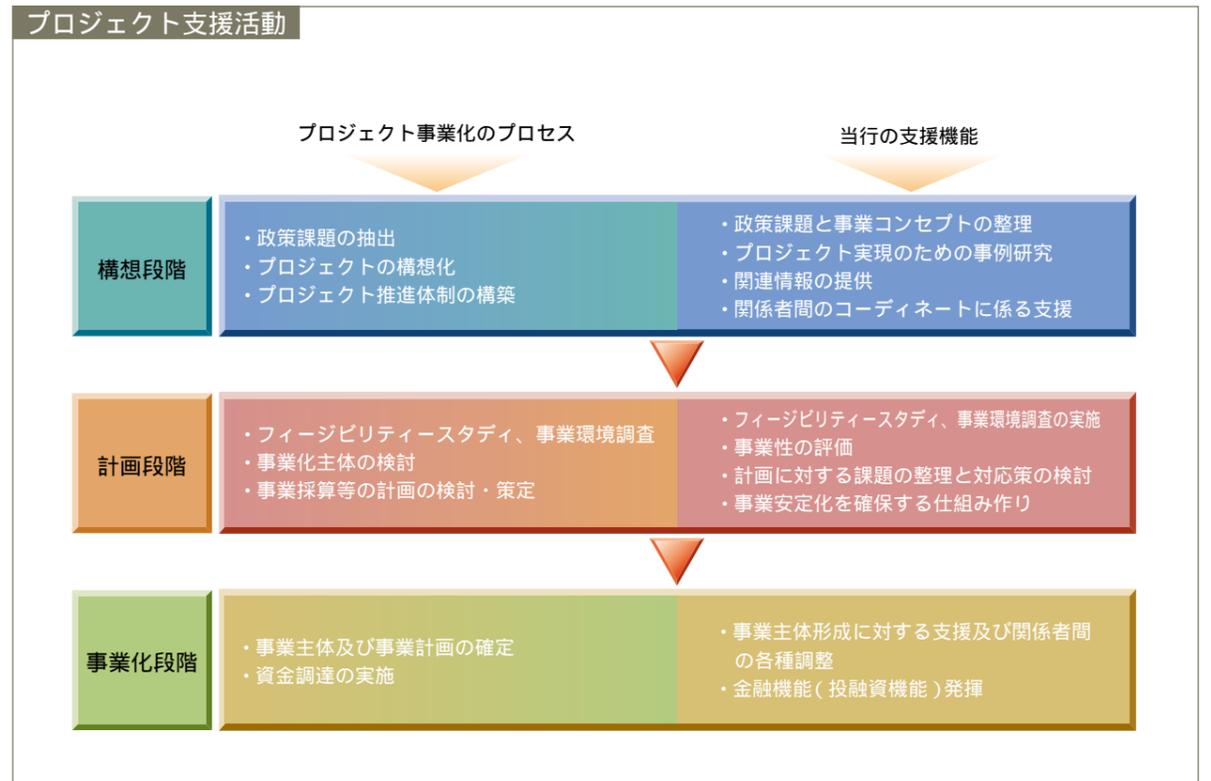
新たな官民パートナーシップへの対応

民間の資金やノウハウを活用した社会資本整備手法であるPF(Private Finance Initiative)についても地方自治体など公共側のアドバイザーとなると共に、プロジェクトに必要な金融面の支援を行います。

新たなリスク分担への対応

IPP事業^(注)など社会資本整備を行う事業や都市開発事業について事業関係者のリスク分担の適正化を図りつつ、返済原資や担保をプロジェクトの収益等に限定することで、事業主体のリスク負担を軽減するプロジェクトファイナンスといった新たな資金供給形態にも的確に対応していきます。

(注)IPP(Independent Power Producer)事業
独立系発電事業者による卸電力事業



日本政策投資銀行が事業化を支援した最近のプロジェクトです。



小樽ベイシティ開発(北海道 小樽市)

商業施設、住宅などからなる大規模な多機能複合型都市基盤を整備しています。



三連蔵の活用 TMOによる運営(長野県 飯田市)

飯田市中心市街地活性化のため、TMO が設立され、同市中心部に残されていた蔵を市民交流の場として運営しています。

Town Management Organization

- ・ 地区再開発構想に関する助言
- ・ 研究会の組織化・参画

構想段階

- ・ 事業採算、事業推進体制等への助言

- ・ 検討協議会への参画
- ・ 事業採算計画の策定支援
- ・ 関係省庁などとの調整

計画段階

- ・ 関係省庁、県、市とのスキーム調整
- ・ 事業採算計画の策定支援
- ・ 他事例比較による問題点の指摘と改善策助言

- ・ 事業主体への出資・低利融資

事業化段階

- ・ TMO(第3セクター)への出資



横須賀テレコムリサーチパーク(神奈川県 横須賀市)

次世代の情報通信技術を開発するため各種研究施設群を抱える横須賀リサーチパークの中核施設として研究開発室、ホール、会議室を擁したビルを整備しました。



中山共同発電(大阪市)

卸電力供給事業進出による鉄鋼メーカーの事業再構築を本邦初のプロジェクトファイナンスにより実現しました。

- ・ 構想推進に向けた各種会議に参加

構想段階

- ・ プロジェクトファイナンスによる対応可能性の検討
- ・ プロジェクトの構築に対する助言

- ・ 国、県、市の参画による計画推進を企図
- ・ 事業採算計画の策定支援
- ・ 横須賀リサーチパーク推進協会に参加

計画段階

- ・ 協調融資団編成が可能となるようなファイナンス・ストラクチャーの作成協力
- ・ 事業採算計画の策定支援

- ・ 第3セクターへの出資、無利子融資

事業化段階

- ・ 事前の融資コミットメントによる民間資金誘導のカウベル効果
- ・ 事業主体への低利融資

日本政策投資銀行では、内外の経済・金融動向、各産業の抱える諸問題、企業経営並びに地域政策や地域経済動向等について、開銀、北東公庫の両機関で蓄積してきた調査・研究を引き継ぎ、今後も先進的な調査テーマに取り組み、その研究成果を各種レポートや講演会等を通じて発表していきます。

調査研究活動

経済、金融に関する調査・研究

わが国経済社会の中長期的な姿を展望し、望ましい政策提言を行っていくため、内外の経済・金融動向の調査・研究に積極的に取り組んでいます。

特に、設備投資に関する調査・研究としては、民間企業の皆様方のご協力により、「設備投資計画調査」が昭和31年以来実施されています。当行の「設備投資計画調査」は、最大のカバレッジを有し、長期時系列データが得られることなどから、これまで景気動向の判断や経営戦略、政策立案などに広く活用されてきました。

今年度からは、昨今の情報技術(IT)関連分野の進展を把握する一助として、情報化関連投資の動向も併せて調査を実施します。

産業、企業、国民生活に関する調査・研究

グローバル化や技術革新の新たな流れを受けて、わが国産業構造の転換が喫緊の課題となっています。特に、地球環境問題をはじめとして、循環型社会に向けたリサイクルなどの取り組みや、少子・高齢化に向けた対応など、社会システムの変革が必要な段階にきています。このような産業・企業・国民生活を取り巻く諸問題を社会との関わりも踏まえて明らかにし、提言を行うことは、政策金融機関としての重要なテーマとなっています。

地域政策・地域経済の調査研究

地方分権の進展により地域の自立的発展が期待される中で、経済の成熟化、国際化、情報化、高齢化など地域を取り巻く経済・社会構造は大きな転換期にあり、これらの動きを分析し、地域の政策課題を的確に把握するとともにこれらに関する提言を行っていくことは地域の活性化を実現するうえでますます重要となってきています。

情報提供活動

調査レポート、経済・企業財務データ等の提供
当行では、これまでの調査・研究活動の成果を活用しながら、最近では以下のようなレポート等を通じて情報提供を行っています。最新の動向は、インターネット上の当行ホームページ(アドレス:P37参照)でご確認いただけます。

経済・金融・産業・企業経営の動向に関する調査

- ・ 「設備投資計画調査報告(年2回)」
- ・ 「90年代の設備投資低迷の要因について」
- ・ 「消費の不安定化とバブル崩壊後の消費環境」
- ・ 「欧米における自然環境保全の取り組み」
- ・ 「わが国環境修復産業の現状と課題」
- ・ 「最近の経済動向 設備投資と資本ストックを中心に」
- ・ 「最近の経済動向 90年代を振り返って」
- ・ 「最近の産業動向 全般的に穏やかな回復の兆し」
- ・ 「最近の産業動向 輸出はアジア向けで堅調、内需は回復に力強さがみられず」
- ・ 「製造業における技能伝承問題に関する現状と課題」
- ・ 「企業の雇用創出と雇用喪失 企業データに基づく実証分析」
- ・ 「労働安全対策を巡る環境変化と機械産業」
- ・ 「労働市場における中高年活性化に向けて」
- ・ 「偏向的技術進歩と日本製造業の雇用・賃金」
- ・ 「わが国機械産業の更なる発展に向けて」
- ・ 「わが国半導体産業における企業戦略」
- ・ 「わが国自動車・部品産業をめぐる国際的再編の動向」
- ・ 「米国経済の変貌 設備投資を中心に」
- ・ 「米国の景気拡大と貯蓄投資バランス」
- ・ 「アメリカ連邦政府の行政改革」
- ・ 「ドルペック下における金融危機と通貨危機」
- ・ 「日米経済と国際競争」等



地域政策・地域経済の動向に関する調査

- ・地域政策研究論文誌「地域政策研究」(随時)
- ・「技術集積型地域～内外の環境変化の影響と今後の対応」
- ・「跡地利用による地域振興～都市再構築とコミュニティ発展に向けた取り組み」
- ・「企業立地・連携促進による地域産業振興」
- ・「商店街の集客策に関する実態調査について」等

海外駐在員事務所報告

- ・ワシントンから: ニュー・エコノミーが地方を変える
- ・ニューヨークから: 規制と賑わい空間の共生
- ・ロスアンゼルスから: 大学教育における企業家養成プログラム
- ・ロンドンから: 都市開発と地球環境
- ・フランクフルトから: ドイツにみる「地方分権社会」がイメージするもの
- ・シンガポールから: アジアの都市間競争

各種経済・産業・企業財務データ等

- ・「経済・産業メモ」(毎月発行)
- ・「主要経済社会指標」(毎月発行)
- ・「統計要覧」(毎年発行)
- ・「長期産業データ集 グラフで見る日本産業の軌跡」
- ・「産業別財務データハンドブック」(毎年発行)
- ・「産業経済インデックス」(毎月発行)等

広報誌の提供

地域、産業、経済に関する最新の情報をビジュアルにわかりやすく提供します。

- ・一般広報誌「DBJournal」(年3回発行)
- ・地域情報誌「かたりすと」(隔月発行)
- ・地域調査情報誌「RPLレビュー」(年3回発行)



各種審議会・委員会への参加・提言

当行では、各省庁や経済団体の審議会並びに地方自治体等の主催する地域開発等に関する委員会、研究会等に参加し、政策金融機関としての公平・中立な立場から各種政策の立案に寄与すべく積極的な提言を行っています。

各種講演会・セミナー等の企画・開催

当行では、独自の情報発信手段としての各種講演会・セミナー等を開催し、行内に蓄積されたノウハウ・情報を広く提供していきます。

- ・地域シンポジウム
- ・PFIセミナー
- ・大学におけるベンチャービジネス講座
- ・環境フォーラム等



日本政策投資銀行設立記念シンポジウム



大学におけるベンチャービジネス講座

インターネットによる情報提供

当行は、インターネット上にホームページを開設し、日本語と英語での情報提供サービスを行っています。

当行ホームページでは、当行の投融资内容・実績、財務状況などを開示するとともに、金利情報や投融资の問い合わせ先なども掲載しています。

また、広報誌や調査部発行「調査」など当行作成の各種刊行物のバックナンバーや最近号の要旨が閲覧できるなど、情報収集・研究目的の利用者向けの情報提供も充実させています。

ホームページアドレス

- 日本政策投資銀行 <http://www.dbj.go.jp/>
- 日本政策投資銀行関西支店 <http://www.kansai.dbj.go.jp/>
- 日本政策投資銀行北海道支店 <http://www.hokkaido.dbj.go.jp/>

対日投資促進活動

日本政策投資銀行では、貿易・投資不均衡の是正および、外国からの投資の促進による我が国地域産業・経済の活性化のために幅広く対日投資促進活動を推進しています。

外資系企業向けの国際化促進融資プログラムに加え、1990年度より外国企業の対日投資促進と一層の製品輸入の拡大を図るため、海外駐在員事務所および本店国際部において対日投資促進センター活動を開始しています。センターでは、国内外の対日投資関連機関と連携しつつ、我が国におけるマーケット情報や立地関連情報の提供、日本における設備投資計画のコンサルティング、日本への進出にあたっての日本側の協力先の紹介などの情報サービスを行い、外国企業の対日投資の支援を行っています。

また、外資系企業の地方への誘致施策の重要性に対応して、1996年度には、国内の支店等においても対日投資促進センター活動を開始し、外資系企業の誘致を図る地方自治体とも連携して外国企業の地域への誘致の一層の支援を行うこととしています。

さらに、対日投資促進センターでは、国内外の対日投資関連機関(各国政府・在日外国公館、ジェトロ等)と連携しつつ活動しています。具体的には、1999年2月の英国大使館との共催セミナー、1999年10月の米国大使館および米国商工会議所(ACCJ)との共催セミナーを開催したほか、各国政府主催の対日輸出・投資促進キャンペーンへの協力を行うとともに、タスクフォースや委員会への出席を通じて人的貢献を行っています。また、ジェトロ等との密接な協力の下、プロジェクトが具体化した段階で、企業に対してファイナンス面でのニーズに対応した詳細情報を提供しているほか、1998年8月より、ジェトロ、FIND(株)対日投資サポートサービス、地域振興整備公団、日本立地センターと共同で対日投資関連機関連絡会を開催しています。

地域国際化支援活動

当行では、海外駐在員事務所活動等を通じた海外調査機能および情報ネットワークをもとに、広く地域の国際化に対する知的支援を行うことを目的として、地域国際化支援活動を行っています。

外資系企業の地域への立地は、地元雇用の創出、地域活力の創造などを通して地域経済の自立的な発展に寄与することが明らかとなりつつあります。そのため最近、外資系企業の地方への誘致に期待が高まりつつあり、地方自治体や地元商工団体は外資系企業誘致を積極化しています。また、地域の自立のためのプランづくりなどに用いる海外情報の提供が地域では求められています。

こうしたニーズに対応すべく、当行は従来から蓄積している外資系企業誘致のノウハウや、海外駐在員事務所の海外における調査活動の成果および情報ネットワークなどを地方自治体や地元商工団体などに還元しています。



英国大使館との共催セミナー

国際協力の意義

日本政策投資銀行は、従来より、政策金融、企業審査等、当行に蓄積された知識とノウハウを活かし、国内外からの要請に応え、開発途上国や市場体制移行国に対し調査・研究、研修・国際セミナー開催、コンサルタント業務という形で知的技術支援活動を展開してきています。

市場体制移行国では、国内の経済基盤強化のため、民間金融では担いきれない中小企業振興、地方開発およびインフラ整備といった政策課題を支える長期金融機関の必要性がクローズアップされています。また、アジア金融危機を契機に、アジア諸国では改めて健全な公的金融機関の役割が見直されるようになりました。こうしたなか、政策金融の経験、先進的な経営マネジメント手法等に関するノウハウの提供を求められる機会が増えています。

ナレッジ・バンク機能の一環として、こうした期待に応え、内外の国際協力機関との補完・協力関係を維持・拡充しながら、質の高い調査・研究並びに研修を両輪とする国際協力活動、情報発信活動に取り組むことを通じ、各国経済社会の持続可能な発展に貢献していくことは、政策金融機関である当行の責務であると考えています。

国際協力活動の重点分野

当行の国際協力活動に対するニーズは内容的に拡大してきました。研修では、旧来の政策金融・企業審査などに加えて、取引先格付け、政策評価、あるいはリスクマネジメントなどへ関心が広がっています。また、調査・研究においては、環境対策、ベンチャー・中小企業振興、民間によるインフラ整備といった、先進国・途上国を問わない普遍的な政策課題について、日本やアジアの取り組み・経験に関する関心が高まっており、当行にも大きな役割が求められています。

知的技術支援要請は、各国政府・開発金融機関や国際機関(世界銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行など)から直接、あるいはODA実施機関や省庁を通じて数多く寄せられます。我々の専門知識や経験をいかせる上記各分野において、積極的に国際協力活動を展開しています。

平成11年度活動状況

国内研修としては、アジアを中心とする開発金融機関向けDFC研修(Development Finance Course)および東南アジアと中央アジアの市場体制移行国を対象とした

SDF研修(Seminar on Development Finance for Countries in Transition)を従来より実施していますが、平成11年度はこれらに加え、政策金融・地方開発などをテーマとした中国開発銀行幹部研修を実施し、またロシアからの要請(我が国外務省経由)に応え、政策金融などを内容としたロシア開発銀行関係者研修を実施しました。さらに、東アジアの開発、環境行政に関わる幹部職員を対象に、日本の環境政策等を内容として環境スタディツアーを世界銀行研究所と共催しました。この他、各種不定期の短期研修依頼にも積極的に対応いたしました。前年度と比較すると、主要研修の件数に変化はないものの、これまで研修の一部でしか取り上げられてこなかった環境対策を主要テーマとしてスタディツアーを実施した点が新たな取り組みでありました。

一方、平成11年度の海外における研修としては、ミャンマー開発金融・企業審査研修、ラテンアメリカ開発金融機関協会(ALIDE)加盟機関向け審査研修、モンゴル金融セクター向け審査研修、中国国家開発銀行向け政策金融研修、ベトナム金融セクター向け開発金融研修を実施し、政策金融、企業審査、リスク管理等に係るノウハウを提供しました。また、マレーシアにおいてインフラストラクチャー整備融資を担うこととなったマレーシア開発銀行に対し、インフラ開発、プロジェクトファイナンス等を内容とした研修を実施したほか、アフリカ開発銀行の要請に応え、域内加盟国の政府機関幹部を対象に、アジアの開発に関する経験を伝えるアフリカ幹部セミナーを実施しました。前年度と比較すると、対象地域がラテンアメリカに拡大したほか、内容的にも、ベトナムでは政策決定者を対象にしたワークショップを、トレーニングと分けて開催するなど、各国のニーズにより対応したプログラムを組みました。また、研修のほかにも、地球環境セミナーをシンガポールおよびバンコクで開催し、途上国における環境対策への取り組み強化を中心に議論を行いました。

研修と並ぶもう一方の柱である調査事業としては、開発金融機関調査、環境対策ケーススタディ開発、モンゴル市場経済化支援調査作業監視(公共投資計画および中期計画、地方銀行サービスと貯蓄動員)、米州開銀からの依頼に基づく企業行動の比較研究、国際協力銀行ベトナム中小企業支援事業調査、国際協力事業団ベトナム市場経済化調査など、国内外の開発援助機関との協力事業を積極的に展開しました。

財務状況

I. 決算状況

第1事業年度(平成11年10月1日から平成12年3月31日まで)の財務状況および損益状況の概要は次の通りです。

1. 財務状況

当年度末の主要科目残高は、資産勘定では、貸付金18兆7,545億円、出資金1,312億円等に対し、負債・資本勘定では借入金16兆768億円、債券1兆2,060億円のほか資本金9,763億円等です。

2. 損益状況および利益金処分

当年度中の損益は

利益	4,039億円
損失	3,809億円
差引利益金	230億円

で、利益のうち主なものは、貸付金利息の受入3,461億円であり、一方、損失の過半を占めるのは借入金利息の支払2,771億円です。

当年度利益金230億円の処分については、平成12年度期首において全額を法定準備金として積み立てました。

なお当年度においては、財務基盤の強化等のため1,109億円の追加出資を受け入れています。

第1事業年度損益計算書 平成11年10月1日から平成12年3月31日まで

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	380,939,661,446	経常収益	403,899,967,240
借入金利息	277,078,813,613	貸付金利息	346,053,090,112
資金運用部借入金利息	267,281,932,129	貸付金利息	344,087,472,748
簡易生命保険借入金利息	9,796,881,484	直接貸付金利息	344,005,019,759
寄託金利息	485,552,197	代理貸付金利息	82,452,989
債券利息	27,684,091,279	外貨貸付金利息	1,965,617,364
事務費	13,636,658,071	保証料	91,856,726
動産不動産減価償却費	662,739,368	有価証券利息	514,598,929
支払手数料	980,179,968	受入雑利息	9,444,654
貸付金償却	299,028,918	受入手数料	702,356,673
債券発行差金償却	320,368,959	有価証券益	14,063,317
債券発行費償却	3,230,853,092	雑益	89,088,399
雑損	297,972,980	貸倒引当金戻入	56,425,468,430
貸倒引当金繰入	56,263,403,001		
当年度利益金	22,960,305,794		
合 計	403,899,967,240	合 計	403,899,967,240

(注)当年度利益金22,960,305,794円は、日本政策投資銀行法第41条第1項及び同法施行令第3条並びに同法施行令附則第4条の規定により、全額を準備金として積み立てることとする。

DBJ

第1事業年度末貸借対照表 平成12年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
貸付金	18,754,467,667,090	借入金	16,076,809,797,300
貸付金	18,604,466,685,790	資金運用部借入金	15,001,575,833,000
直接貸付金	18,598,701,025,790	簡易生命保険借入金	548,268,000,000
代理貸付金	5,765,660,000	産業投資借入金	526,416,412,000
外貨貸付金	150,000,981,300	石炭並びに石油及びエネルギー 需給構造高度化対策借入金	549,552,300
出資金	131,208,600,000	寄託金	37,752,404,000
有価証券	351,507,556,129	債券	1,206,012,212,192
国債	302,627,556,129	未払費用	127,922,477,699
社債	48,800,000,000	未払借入金利息	109,913,360,420
その他の証券	80,000,000	未払寄託金利息	230,755,491
現金預け金	92,164,999,021	未払債券利息	17,763,678,247
現金	4,468,225	その他未払費用	14,683,541
預け金	92,160,530,796	雑勘定	44,190,815,772
未収収益	103,038,879,878	貸付償還金	19,908,187,156
未収貸付金利息	102,735,526,864	仮受金	526,196,321
未収保証料	38,649,099	前受収益	23,672,041,907
未収有価証券利息	264,703,915	その他雑勘定	84,390,388
雑勘定	1,295,950,894	貸倒引当金	56,263,403,001
仮払金	234,392,683	支払承諾	104,089,279,000
保証金等	410,708,623	(負債合計)	17,653,040,388,964
その他雑勘定	650,849,588	資本金	976,286,000,000
動産不動産	41,502,398,934	準備金	928,934,505,580
営業用土地建物動産	41,490,203,184	当年度利益金	22,960,305,794
建設仮払金	12,195,750	(資本合計)	1,928,180,811,374
繰延勘定	1,945,869,392		
債券発行差金	1,945,869,392		
支払承諾見返	104,089,279,000		
資産合計	19,581,221,200,338	負債・資本合計	19,581,221,200,338

第1事業年度末財産目録 平成12年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額	備考
貸付金	18,754,467,667,090	18,180 口
貸付金	18,604,466,685,790	18,147 口
直接貸付金	18,598,701,025,790	18,119 口
代理貸付金	5,765,660,000	28 口
外貨貸付金	150,000,981,300	33 口
出資金	131,208,600,000	247 口
有価証券	351,507,556,129	
国債	302,627,556,129	
		銘柄 額面 帳簿価額
		外国為替資金証券 6 口 60,540,000,000円 60,534,749,800円
		利付国庫債券(10年)及び 割引短期国庫債券 26 口 242,390,000,000円 242,092,806,329円
社債	48,800,000,000	22 口
その他の証券	80,000,000	1 口 ワラント権行使により取得した株式
現金預け金	92,164,999,021	
現金	4,468,225	
預け金	92,160,530,796	
		当座預け金 日本銀行外17行
未収収益	103,038,879,878	
未収貸付金利息	102,735,526,864	期末現在における既経過未収貸付金利息
未収保証料	38,649,099	期末現在における既経過未収保証料
未収有価証券利息	264,703,915	期末現在における既経過未収有価証券利息
雑勘定	1,295,950,894	
仮払金	234,392,683	51 口
保証金等	410,708,623	102 口 業務用土地建物の賃借等に係る敷金・保証金等の支出金
その他雑勘定	650,849,588	128 口
動産不動産	41,502,398,934	
営業用土地建物動産	41,490,203,184	
		土地 118箇所 44,160m ² の65% 及び 154,336m ² 20,946,165,201円
		建物 260棟 延 2,244m ² の95% 及び延 119,605m ² 19,841,957,190円
		延 129m ² の65%
		什器 2,345点 689,361,462円
		一括償却資産 44点 6,024,070円
		権利金等 5 口 6,695,261円
		2 口
建設仮払金	12,195,750	
繰延勘定	1,945,869,392	
債券発行差金	1,945,869,392	債券の額面金額と売渡価額との差額
支払承諾見返	104,089,279,000	支払保証 52件
計	19,581,221,200,338	

重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 16,831,264,950円

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、日本政策投資銀行法施行令(平成11年政令第271号)第4条第3項の規定に基づき、大蔵大臣が別に定めるところにより、当該事業年度末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の3/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は3.0/1000である。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1)消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2)繰延資産の処理方法

債券発行費

日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、大蔵大臣が別に定めるところにより、発生した期に全額償却している。

債券発行差金

日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、大蔵大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間(5、7、8、10又は12年間)内で均等償却している。

(3)延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付金の元金残高)は、121,978,737,316円となっている。

II. 財務データ

1. 貸付金等回収、借入金等返済の状況

(単位:億円)

貸付金等回収予定	12/3末残高	1年以下	1年超～5年	5年超～10年	10年超
	186,813	17,890	71,753	58,784	38,386
借入金等返済予定	12/3末残高	1年以下	1年超～3年	3年超～7年	7年超
	173,206	17,301	38,903	67,577	49,425

(注)貸付金等は、貸付金及び社債を指します(但し6ヵ月以上の延滞債権を除く)。借入金等は、借入金、寄託金及び債券を指します。

2. 貸付金、借入金の平均残高

(単位:億円)

科目	11年度	
	金額	構成比
貸付金	187,408	98.0%
出資金	1,282	0.7%
その他	2,561	1.3%
合計	191,251	100.0%

(単位:億円)

科目	11年度	
	金額	構成比
自己資本	18,606	9.7%
借入金	158,555	82.9%
寄託金	390	0.2%
債券	12,304	6.4%
その他	1,396	0.7%
合計	191,251	100.0%

(注)合計(総資産の平均残高)は、支払承諾及び貸付受入金の平均残高を控除してあります。

3. 利回り、原価率等

(1)運用収益率等

(単位:%)

	11年度
運用収益率(a)	3.62
運用資金原価率(b)	3.39
運用純益率(a)-(b)	0.24

(2)事務経費率

(単位:%)

	11年度
事務経費率	0.17

(3)事務経費の内訳

(単位:百万円)

	11年度
役員給	174
職員給	4,175
諸手当	3,280
福利費その他	1,272
旅費	478
業務諸費	3,931
交際費	0
税金	180
債券発行諸費	126
賠償償還及払戻金	20
支払手数料	980
合計	14,617

(4)利回り等

(単位:%)

	11年度
貸付金利回り(a)	3.68
借入金等原価率(b)	3.58
利幅(a)-(b)	0.10

(5)自己資本比率、利益率等

(単位:%、億円)

	11年度
自己資本比率	10.39%
総資産経常利益率	0.25%
資本経常利益率	2.57%
総資産当期利益率	0.24%
資本当期利益率	2.46%
従業員1人当たり貸出金残高	135
1店舗当たり貸出金残高(除く事務所)	17,050
保有有価証券平均残高	985

4. 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算額

外貨建の資産・負債については、通貨スワップにより確定した円貨額がバランスシートに計上されています。

5. 保有有価証券の時価情報 (単位：百万円)

	12/3末
外国為替資金証券	6口
額面	60,540
帳簿価格	60,535
時価相当額	60,535
利付国庫債券及び割引短期国庫債券	26口
額面	242,390
帳簿価格	242,093
時価相当額	242,093

当行が保有する有価証券は、貸付の資金交付や借入の返済に備えた手元流動性(余裕金)であり、余裕金の運用については、政策投資銀行法第46条により、国債の保有等に限定されています。

上記外国為替資金証券、利付国庫債券及び割引短期国庫債券は売戻条件付国債売買の他、償還時までの保有等により確定利回りでの運用を図っています。

6. オフバランス取引の状況

当行は、外貨貸付および外債の為替リスク回避のために長期為替予約としての通貨スワップの取り組みを行っています。

7. 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6ヵ月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は1,220億円です。

なお、統合前の両機関の延滞債権額は以下の通りです。

延滞債権	(単位：億円)	
	10/3末	11/3末
旧日本開発銀行	511	576
旧北海道東北開発公庫	271	345

(参考情報)

(1) 資産自己査定について

日本政策投資銀行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではあ

りませんが、金融監督庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分・資産分類を厳格に実施しています。

資産自己査定の実施に当たっては、銀行法に基づくリスク管理債権及び金融再生法開示債権も含めて、資産の分類及び集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成9年4月15日、改平成11年4月30日 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した監査法人による監査を受けています。

(2) リスク管理債権

以下の債権額は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関と同様の基準に従い算出したものです。

なお、未収利息の取扱については、大蔵省告示第284号第4条に従っているため、破綻先債権及び延滞債権の一部に未収利息を計上していますが、当該未収利息については回収の危険性の度合いに応じた分類を行っています。

リスク管理債権	(単位：億円)
	新基準 12/3末
破綻先債権	430
延滞債権	4,030
3ヵ月以上延滞債権	27
貸出条件緩和債権	2,927
合計	7,413

新基準における各々の定義は以下の通りです。

- 破綻先債権**：資産自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金
- 延滞債権**：資産自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金
- 3ヵ月以上延滞先債権**：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの
- 貸出条件緩和債権**：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないもの

なお、旧基準による開示債権は以下の通りです。

リスク管理債権(旧基準)	(単位：億円)		
	旧基準 12/3末	旧日本開発 銀行 11/3末	旧北海道 東北開発公庫 11/3末
破綻先債権	388	} 606	135
延滞債権	1,885		1,231
3ヵ月以上延滞債権	177	-	1,067
貸出条件緩和債権	1,607	875	178
合計	4,058	1,481	2,610

旧基準における各々の定義は以下の通りです。

(12/3期旧基準及び11/3期旧日本開発銀行)

- 「破綻先債権」とは、以下の債務者に対する貸出金です。
法的整理に伴う手続の開始の申立てがあった債務者に対する貸出金
手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金
- 「延滞債権」とは、次の条件を満たす貸出金です。
弁済期限を6ヵ月以上経過して延滞となっている貸出金
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。
- 「貸出条件緩和債権」とは、経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を実施した貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3ヵ月以上延滞債権」に該当しないものです。
なお、債務者に有利な一定の譲歩を実施した貸出金とは、以下の貸出金です。
金利減免債権
約定条件改定時において、通常適用される新規貸出金利(基準金利)を下回る水準まで当初約定期間中の金利を引き下げた貸出金
金利支払猶予債権
金利の支払を猶予した貸出金
元金返済猶予債権
約定条件改定時において、通常適用される新規貸出金利(基準金利)を下回る金利で元金の支払を猶予した貸出金。

(11/3期旧北海道東北開発公庫)(北海道東北開発公庫10年度業務報告書より)

- 破綻先債権は、会社更生開始、破産、和議開始、整理・特別清算開始の申立てを受けた債務者及び手形交換所で停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。
- 延滞債権は、昭和42年9月30日付大蔵省銀行局通達1310号(「未収貸付利息の額の算出方法について」)の規定により、未収利息を収益不計上とすることが認められる貸出金のうち、上記「破綻先債権」に該当する貸出金、及び金利の支払猶予により未収利息不計上とした貸出金を除いたものです(6ヵ月以上利息延滞債権)
- 3ヵ月以上延滞債権は、元金または利息の支払が3ヵ月以上経過して延滞となっている貸出金で、上記「破綻先債権」または「延滞債権」に該当しないものです。
- 貸出条件緩和債権は、経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩(金利の支払猶予、元金の返済猶予、一部債権放棄など)を実施した貸出金です。

(3) 金融再生法に基づく開示債権

以下の債権額は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関と同様の基準に従い算出したものです。

	(単位：億円)
	12/3末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,985
危険債権	2,534
要管理債権	2,954
小計	7,473
正常債権	182,141
債権残高	189,613

各々の区分の定義は以下の通りです。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権**：破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権**：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権

3) **要管理債権**：3ヵ月以上延滞債権(元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く)及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3ヵ月以上延滞債権」に該当する債権を除く))

4) **正常債権**：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権。

(4) その他重要事項
「むつ小川原開発」、「苦小牧東部開発」プロジェクトに係る産業用地の取得・造成および分譲等を行う事業主体への貸付債権等については、それぞれ次の通りとなっています。

むつ小川原開発株式会社への平成12年3月末貸付金残高は、969億円であり、平成10年12月以降利払いが、平成12年3月以降元金が延滞しています。また、平成11年7月に設立された株式会社苦東に対して、当行は、苦小牧東部開発株式会社からの代物弁済による株式取得分112億円を含め334億円の出資金を有しています。

これらのプロジェクトについては、平成9年9月24日閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、関係省庁、地方自治体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議がなされ、平成10年12月25日に「苦小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて、平成11年9月28日に「むつ小川原開発」プロジェクトの取扱いについて、平成11年12月24日に「むつ小川原開発」プロジェクトの取扱いについて」が閣議了解されています(P48参照)。

参 考 1 (会 計 に 関 す る 日 本 政 策 投 資 銀 行 法 の 規 定 の 抜 粋)

(日本政策投資銀行法)

(財務諸表等)

第38条 日本政策投資銀行は、財産目録及び貸借対照表を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見を付して、当該半期経過後2月以内又は当該事業年度終了後3月以内に、これを大蔵大臣に届け出なければならない。

2 日本政策投資銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同行の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間(※)、一般の閲覧に供しなければならない。

3 日本政策投資銀行は、決算を完結したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間(※)、一般の閲覧に供しなければならない。

(決 算)

第39条 日本政策投資銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の5月31日までに完結しなければならない。

第40条 日本政策投資銀行は、決算完結後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第38条第1項の規定により大蔵大臣に届けた財務諸表を添え、遅滞なく、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の11月30日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

4 日本政策投資銀行は、第1項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同行の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、大蔵省令で定める期間(※)、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益金の処分及び国庫納付金)

第41条 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準(※)により計算した額を積み立てなければならない。

2 全行の準備金は、損失の補填に当てる場合を除いては、取り崩してはならない。

3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第1項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。

(事業年度に関する経過措置)

附則第14条 日本政策投資銀行の最初の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、平成12年3月31日に終わるものとする。

(財務諸表に関する経過措置)

附則第15条 日本政策投資銀行の最初の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、第38条第1項中「及び貸借対照表を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに」とあるのは、「貸借対照表及び損益計算書を平成11年10月1日から平成12年3月31日までの期間について」と、「当該半期経過後2月以内または当該事業年度終了後」とあるのは「当該期間経過後」とする。

(日本政策投資銀行法施行令)

***(法第41条第1項の政令で定める基準により計算した額)**

第3条 法第41条第1項の政令で定める基準により計算した額は、次の各号に掲げる額のいずれか多い額とする。

- 1 毎事業年度における損益計算上の利益金の100分の20に相当する額
- 2 毎事業年度末における貸付金の残高の1000分の3に相当する額(その額が当該利益金の額を超えるときは、当該利益金の額)

(法第41条第1項の政令で定める基準により計算した額の特例)

附則第4条 日本政策投資銀行の平成12年3月31日に終了する事業年度の法第41条第1項の政令で定める基準により計算した額については、第3条第2号中「1000分の3」とあるのは、「1000分の1.5」とする。

(大蔵省令第80号)

(閲覧期間)

第2条 法第38条第2項及び第3項並びに法第40条第4項に規定する大蔵省令で定める期間は、5年間とする。

参 考 2 (算 出 式)

$$\text{運用収益率} = \frac{(\text{利益合計} - \text{貸倒引当金戻入})}{\text{運用総資金平均残高}} \times 100$$

$$\text{運用資金原価率} = \frac{(\text{損失金合計} - \text{貸倒引当金繰入})}{\text{運用総資金平均残高}} \times 100$$

$$\text{貸付金利回り} = \frac{\text{貸付金等利息}}{\text{貸付金等平均残高(除 貸付受入金)}} \times 100$$

$$\text{借入金・寄託金・債券原価率} = \frac{\text{借入金等利息}}{\text{借入金等平均残高}} \times 100$$

$$\text{事務経費率} = \frac{\text{事務費} + \text{支払手数料}}{\text{借入金等平均残高}} \times 100$$

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額}}{(\text{基本的項目} + \text{補完的項目} + \text{純補完的項目} - \text{控除項目})} \times 100$$

信用リスク・アセットの額(資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額 + 各オフ・バランス取引の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額) + マーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額

$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産平均残高(除 支払承諾見返)}} \times 100$$

$$\text{資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{資本勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産当期利益率} = \frac{\text{当期利益}}{\text{総資産平均残高(除 支払承諾見返)}} \times 100$$

$$\text{資本当期利益率} = \frac{\text{当期利益}}{\text{資本勘定平均残高}} \times 100$$

参考 3 「むつ小川原開発」「苫小牧東部開発」関連閣議決定等

「特殊法人等の整理合理化について」

- 平成9年9月24日閣議決定[抜粋] -

北海道東北開発公庫に係る「むつ小川原開発」及び「苫小牧東部開発」の両プロジェクトについては、新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得るものとする。

「苫小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の
両プロジェクトの取扱いについて

- 平成10年12月25日閣議了解 -

1.北海道東北開発公庫に係る「苫小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトについては、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)において、「新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得るものとする。」とされたところである。

2.これに基づき、政府としては、我が国に残された貴重な未利用広大地である苫小牧東部地域の開発を推進するため、苫小牧東部開発株式会社を清算し、借入金に依存しない形での土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するとの抜本的処理策を踏まえ、以下の措置を講ずることとする。

新会社については、北海道、民間各々と均等に出資を行うとの考え方を基本とするとともに、北海道、民間各々の諸事情を勘案し、新会社の事業の円滑な推進が図られることを前提に、産業投資特別会計からの出資を受けて、北海道東北開発公庫が出資を行う。

苫小牧東部開発株式会社に対する北海道東北開発公庫の債権の取扱いについては、債権者平等の原則に基づき償却を行い、新銀行の設立に際し、その損失の処理を行う。

3.また、「むつ小川原開発」プロジェクトについては、上記1の閣議決定により、現在関係者間で行われている協議における結論を踏まえて、適切な対応を行うこととする。

「むつ小川原開発」プロジェクトの取扱いについて

- 平成11年9月28日閣議了解 -

1.「むつ小川原開発」プロジェクトについては、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)及び「苫小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて」(平成10年12月25日閣議了解)に基づき、対処することとされたところである。

2.上記を踏まえ、我が国に残された貴重な未利用地であるむつ小川原地域の重要性にかんがみ、現在、借入金に依存しない形での土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するとの案につき、関係者間において協議が行われているところである。

3.政府としては、関係者の協力を得て、協議の具体的な結論を政府予算案決定までに得られるよう努めるものとする。

「むつ小川原開発」プロジェクトの取扱いについて

- 平成11年12月24日閣議了解 -

1.「むつ小川原開発」プロジェクトについては、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)及び「苫小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて」(平成10年12月25日閣議了解)に基づき、対処することとされ、また「むつ小川原開発」プロジェクトの取扱いについて」(平成11年9月28日閣議了解)において、「関係者の協力を得て、協議の具体的な結論を政府予算案決定までに得られるよう努めるものとする。」とされたところである。

2.これに基づき、これまでの関係者における協議を踏まえ、政府としては、我が国に残された貴重な未利用地であるむつ小川原地域の重要性にかんがみ、むつ小川原開発株式会社を清算し、借入金に依存しない形での土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するとの抜本的処理策を踏まえ、以下の措置を講ずることとする。

新会社については、むつ小川原開発株式会社への出資割合に基づき青森県、民間と出資を行うとの考え方を基本とするとともに、青森県、民間各々の諸事情を勘案し、社団法人経済団体連合会等の協力のもと、新会社の事業の円滑な推進が図られることを前提に、産業投資特別会計からの出資を受けて、日本政策投資銀行が出資を行う。

むつ小川原開発株式会社に対する日本政策投資銀行の債権の取扱いについては、債権者平等の原則に基づき償却を行う。

第1条(目的)

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

第4条(資本金)

日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

第8条(役員)

日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

第19条(役員の給与及び退職手当の支給の基準)

日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものと定めるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第20条(業務の範囲)

日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であって、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。)及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。)は、一年未満のものであってはならない。

イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。)に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。)に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として大蔵大臣が定めるものに限る。)又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。)

二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。)は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

第21条(業務の条件)

日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常の条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等(貸付債権の譲受けを除く。)を行うことができる。

第22条(中期政策方針)

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針(以下「中期政策方針」という。)に従って、貸付け等を行わなければならない。

2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。

3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。

4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第23条(投融资指針)

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融资指針(日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融资指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

第24条(運営評議員会)

日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

2 運営評議員会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。

3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。

4 運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。

5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、大蔵大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

6 評議員の任期は、四年とする。

第28条(予算)

日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

第41条(利益金の処分及び国庫納付金)

日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第42条(資金の借入れ等)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金をすることができる。

2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他大蔵省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をすることができる。

5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。

第43条(日本政策投資銀行債券の発行)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券(第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

参 考（ 役員の給与及び退職手当の支給に関する基準）

1. 社会一般の情勢への適合

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当（以下「給与等」という。）の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務および財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2. 役員の給与等の区分

役員の給与等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 役員給与：報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
- (2) 役員退職手当：退職手当

3. 役員給与

- (1) 報酬
報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。

(2) 特別調整手当

特別調整手当は報酬に100分の12を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。

(3) 特別手当

特別手当は、4月より6月までの分を6月に、7月より12月までの分を12月に、1月から3月までの分を3月に支給する。

(4) 通勤手当

通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

4. 役員退職手当

退職手当は、当該役員の退職の日における報酬月額に100分の36に相当する額に在職月数を乗じて得た額とする。

5. 就退任に伴う給与等の計算

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

6. その他

- (1) 役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。
- (2) 役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別途定める。

付則

この基準は、平成11年10月1日から実施する。

（参考）役員の報酬月額及び特別手当の支給率

1. 報酬月額（単位：千円）

総裁	1,346
副総裁	1,297
理事	1,196
監事	923

2. 特別手当の支給率

支給率	3.75ヵ月/年
特別手当 =	[(報酬月額 + 特別調整手当) + (報酬月額 × 0.25)] + [(報酬月額 + 特別調整手当) × 0.2] × 支給率

平成11年度から平成13年度までの日本政策投資銀行の業務の運営は、下記の要領によるものとする。

記

I. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

日本政策投資銀行は、産業の開発を設立目的の柱としていた日本開発銀行および北海道東北開発公庫を統廃合し、経済社会の発展に伴って変化する政策課題に対応し、経済社会政策に金融上の寄与を行う政策金融機関として、経済社会の活力の向上および持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に対する長期資金の供給等を行うこととする。

このため、

- 1 自立型地域創造
- 2 豊かな生活創造
- 3 経済活力創造

を主眼として、次の点に留意して業務を行うこととする。

1. 自立型地域創造

自立型地域創造については、日本開発銀行および北海道東北開発公庫が融資等の対象としてきた地域整備関連分野を引き継ぎ、各地域の特性を踏まえつつ、以下の点に重点をおくこととする。

- 地域の社会基盤の整備のため、市街地再開発等による良好な街並みの整備、中心市街地の活性化等による地域の街づくりの推進を図る。また、プロジェクトファイナンス等の考え方に基づく民間資金等を活用した事業の推進を図りながら、地域交通・物流の基盤整備等、地域の社会資本整備の促進を図る。
- 地域活力の創造のため、地域の産業立地の促進等地域産業の高度化・活性化を図る。
- 地域間の連携と地域の自立を支援するため、地域における雇用の創出および地域経済の発展につながる事業の推進を図る。

2. 豊かな生活創造

豊かな生活創造については、環境対策、防災対策等の社会的要請を踏まえつつ、以下の点に重点をおくこととする。

- 環境の保全、環境への負荷軽減に係る取組みを促進するため、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化防止対策等の環境対策の推進を図る。また、安全で暮らしやすい社会を実現するため、エネルギー安定供給等のエネルギー・セキュリティ対策、ライフライン防災対策等の防災対策、人にやさしい建築物整備等の福祉・高齢化対策の推進を図る。
- 交通・物流の円滑化や安全確保等を推進するため、輸送力増強等の鉄道輸送体制整備、空港関連施設整備等の航空輸送体制整備、物資の流通効率化に資する施設の整備等、交通・物流ネットワークの整備の推進を図る。
- 高度情報通信社会の構築を促進するため、通信・放送の高度化、情報処理の高度化の促進等、情報通信ネットワークの整備の推進を図る。

3. 経済活力創造

経済活力創造については、内外経済環境の変化等を踏まえつつ、以下の点に重点をおくこととする。

- 経済構造改革を推進するため、企業の事業再構築の円滑化、規制緩和分野の投資促進、製品等の輸入基盤強化、外資系企業による対日投資の促進を図る。

- 知的基盤の整備を推進するため、未来産業の創造へ向けた新技術開発の促進や創造力や独創性に富む新規事業の育成を図る。

また、現下の経済・金融情勢にかんがみ、いわゆる貸し渋り・融資回収等による信用収縮を防ぎ、中堅企業等に対する信用供与が確保されるよう、平成13年3月31日までを限り、長期運転資金および社債の償還に必要な資金の貸付け等の貸し渋り対策を推進することとする。

さらに、上記1から3までに掲げる事項に係る資金の貸付け等に当たっては、阪神・淡路大震災の被災地域の復旧・復興の推進に配慮することとする。

II. 業務に関する重要事項

日本政策投資銀行は、業務運営に当たっては、運営評議員会の意見を十分踏まえるとともに、次の事項について十分留意することとする。

(1) 民間金融の補完・奨励

日本政策投資銀行は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完・奨励を旨とし、民間金融のみでは対応困難な分野に対して資金供給等を行うこととする。そのため、業務の適切な見直しを行い、その重点化・効率化に努めるとともに、融資規模の適正化を図ることとする。また、民間金融の補完・奨励という位置づけを徹底する観点から、毎事業年度の融資比率の総平均が過半とならないものとする。

なお、平成13年3月末までの時限措置として、民間金融による信用供与の動向を見つつ、貸し渋り対策による民間金融の量的な補完を行うこととする。

(2) 業務の合理化等

日本政策投資銀行は、特殊法人の整理合理化の趣旨を踏まえ、経済社会情勢の変化に応じて、業務の合理化・効率化に努めることとする。特に、出融資等の対象事業の新設又は拡充を行うときには、原則として、従前の対象事業の廃止又は縮小を行うこととする。

(3) 財務の健全性の保持

日本政策投資銀行の業務運営に当たっては、償還確実性の原則、収支相償原則の趣旨等を踏まえ、リスクの一層厳格な管理に努め、財務の健全性の保持に十分配慮することとする。

(4) ディスクローチャーの充実

日本政策投資銀行は、財務内容の透明性の一層の向上を図るため、ディスクローチャーの充実に取り組むこととする。

(5) 業務の円滑な引継ぎ等

日本政策投資銀行は、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、地域振興整備公団および環境事業団の融資業務等を円滑に引き継ぐこととする。また、従来、これらの機関の対象であった分野への金融が十全に確保されるよう努めることとする。

平成12年3月31日
日本政策投資銀行
総裁 小粥 正巳

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第23条第1項に基づき、平成12年度(自平成12年4月1日至平成13年3月31日)における投融資指針を以下のとおり定める。

【第1】総則

1. 貸付け等の基本方針

本行の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。)は、民間金融の補完・奨励の趣旨及び償還確実性の原則を踏まえつつ、中期政策方針及びこの投融資指針に従って行う。

2. 記載の原則

日本政策投資銀行法施行令第2条に定める投融資指針の記載事項については、この総則に定めるもののほか、貸付け等の項目毎にこれを定める。

3. 貸付け等の利率等

貸付け等(出資を除く。)に適用する利率等は、本行の収入が支出を償うに足りるように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して、次の区分に従い、本行がこれを定める。

(1) 貸付け

貸付けに適用する利率は、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた各利率区分に対応した利率を基準として定めるものとする。

(2) 債務の保証

債務の保証に適用する保証の料率は、一般の金融情勢等に応じ、民間銀行の保証料率等を勘案して定めるものとする。

(3) 社債の取得

社債の取得にかかる利回りは、私募債の全額応募の場合は貸付けの利率と同様とし、一部応募の場合は他の投資家と同一とし、公募債(普通社債に限る。)の場合は市場における利回りとする。

4. 貸付け等の比率

対象事業の事業費に対する本行の貸付け等(出資を除く。)の比率については、次の通りとする。

(1) 貸付け及び社債の取得

原則として、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた比率の範囲内とする。ただし、平成13年3月

でを限り、民間金融機関が行う協調融資に支障が生じる場合には、民業補完の基本的位置づけを踏まえつつ、弾力的な対応を行い、また公募債の応募については対象事業費の50%又は発行額の50%のいずれか低い額を上限とする。

また、旧北海道東北開発公庫にかかる融資制度、地域振興整備公団及び環境事業団の旧貸付業務にかかる融資制度の貸付けの比率については、民間金融機関が行う協調融資に支障が生じる場合には、民業補完の基本的位置づけを踏まえつつ、弾力的な対応を行うものとする。

なお、長期資金の調達力の特に高い企業(社債格付けがトリプルAの上場企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として、30%以内とする。

(2) 債務の保証

債務の保証の限度額は、貸付け等と併せて、原則として、対象事業費の80%とする。なお、保証の範囲については、原則として、対象事業にかかる被保証人の債務の80%以内とする。

ただし、平成13年3月までを限り、金融環境の変化により一時的に資金調達に支障が生じている事業を支援するため、債務の保証の限度額及び保証の範囲について弾力的な対応を行うものとする。

5. 出資

(1) 出資の対象事業

政策性、公共性の高い事業を対象とし、具体的には「第2 貸付け等の項目別内容」に記載する。政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難く、民間のみでは対応が困難な事業を対象とする。民間企業から相当程度の出資が見込まれるものを対象とする。なお、収益性及びリスク性の観点から、民間のみで十分対応できるものは対象としない。当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限る。

(2) 出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする。

【第2】貸付け等の項目別内容

投融資対象項目一覧 (*: 出資対象項目 括弧内は対象事業の限定があるもの)

大項目	中項目	小項目	細項目
自立型地域創造	地域社会基盤整備	地域街づくり	市街地再開発*(市街地再開発事業) 市街地高度利用・公共スペース創出*(特定街区内建築物整備、総合設計建築物整備、地区計画等区域内建築物整備、特定民間都市基盤施設整備) 豊かな住環境・建築景観整備 中心市街地活性化* 大規模遊休地等有効利用促進*(新都市拠点整備、都市活性化地区総合整備、日本鉄道建設公団特例業務用地処分活用促進)
		地域社会資本	民活法特定施設関連* 民間資金活用型社会資本整備* 港湾機能総合整備*(港湾機能の高度化に資する中核的施設整備) 駐車場等 地域物流基盤整備 地域交通基盤整備*(地方空港ターミナル施設整備、鉄軌道整備促進) 地域冷暖房* 地域ガス事業基盤整備 地熱開発* 地域情報化*(CATV共同番組センター)
	地域活力創造	地域活力創造	地域産業立地促進等 地域産業集積活性化等 地域振興施設整備*(総合保養地域特定民間施設整備) 大規模基地活性化 寒冷地産業活動活性化
豊かな生活創造	環境・エネルギー・防災・福祉対策	地域連携・地域自立支援	地域連携・地域自立支援 一極集中是正*(核都市拠点整備、関西文化学術研究都市整備促進、大阪湾臨海地域中核的施設整備、多極分散型国土形成促進) 地域産業振興・雇用開発 地域自立支援*
		環境対策	新エネルギー・自然エネルギー開発 国際環境マネジメントシステム構築推進等 省エネルギー対策推進 廃棄物・リサイクル対策*(共同リサイクルセンター) 公害防止・オゾン層保護 環境負荷低減型エネルギー供給 環境建物
		エネルギー・セキュリティ対策	エネルギー安定供給 原子力開発
経済活力創造	交通・物流ネットワーク	防災対策	都市防災対策 被災市街地復興整備
		福祉・高齢化対策	福祉・高齢化対策
		情報通信ネットワーク	大都市圏・基幹交通整備*(鉄軌道整備促進) 航空輸送体制整備 貿易物資安定供給 流通効率化*(物流近代化ターミナル) 生活関連物資自主流通施設 食品安定供給対策等
情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク	電気通信網整備・安全・高度化促進*(電気通信システム設計、通信・放送共同開発事業) 高度情報化促進*(電子商取引環境整備促進、情報提供サービス、システムインテグレーション) 放送利用高度化促進	
経済活力創造	経済構造改革	規制緩和・事業革新等	規制緩和分野投資促進 事業再構築支援
		金融環境対応	金融環境変化対応中堅企業等支援
	知的基盤整備	輸入・対内投資促進	輸入促進基盤強化 対内直接投資事業促進
経済活力創造	知的基盤整備	新技術開発	新技術開発*(船舶新技術開発促進、建設新技術開発促進、放射光利用共同施設整備、基盤技術研究促進等)(基盤技術に関する試験研究に必要な資金の貸付事業)
		新規事業育成	新規事業育成*(新規事業の実施に必要な資金の出資等を行う事業)

(その他) 地域活性化低利融資
先端産業育成特別融資
社会資本整備促進融資
災害復旧融資



副総裁 松川 隆志 総 裁 小粥 正巳 副総裁 梶田 邦孝



理 事 松野 秀司



理 事 寺澤 則忠



理 事 山口 公生



理 事 桑原 照雄



理 事 楠木 行雄



理 事 野川 晃一



理 事 松野 信也



理 事 大川 澄人



理 事 稲川 泰弘



理 事 金子 孝文



理 事 貝塚 啓明



理 事 北村 歳治



監 事 佐久間 信夫



監 事 高橋 良規

総 裁

小粥 正巳(こがゆ まさみ)

(昭和6年8月28日生)
昭和31年4月 大蔵省入省 / 平成2年6月 大蔵事務次官 / 4年9月 公正取引委員会委員長 / 10年1月 日本開発銀行総裁 / 11年10月 当行総裁(現職)

副総裁

梶田 邦孝(かじた くにたか)

(昭和16年1月22日生)
昭和38年4月 日本開発銀行入行 / 62年3月 秘書役 / 平成元年6月 企画部長 / 3年6月 総務部長 / 4年6月 設備投資研究所長 / 6年5月 理事 / 10年6月 (財)日本経済研究所理事長 / 11年10月 当行副総裁(現職)

副総裁

松川 隆志(まつかわ たかし)

(昭和18年6月7日生)
昭和41年4月 大蔵省入省 / 平成9年7月 北海道開発事務次官 / 12年6月 当行副総裁(現職)

理 事

松野 秀司(まつの しゅうじ)

(昭和17年6月4日生)
昭和41年4月 日本開発銀行入行 / 平成2年6月 経理部長 / 4年6月 国際業務部長 / 6年5月 人事部長 / 8年4月 大阪支店長 / 9年4月 理事 / 11年10月 当行理事(現職)

理 事

寺澤 則忠(てらさわ のりただ)

(昭和18年11月22日生)
昭和42年4月 日本開発銀行入行 / 平成3年6月 秘書役 / 6年5月 都市開発部長 / 7年6月 総務部長 / 10年5月 理事 / 11年10月 当行理事(現職)

理 事

山口 公生(やまぐち きみお)

(昭和19年8月20日生)
昭和42年4月 大蔵省入省 / 平成8年7月 銀行局長 / 10年7月 日本開発銀行理事 / 11年10月 当行理事(現職)

理 事

桑原 照雄(くわばら てるお)

(昭和18年8月14日生)
昭和42年4月 北海道東北開発公庫入庫 / 平成6年4月 秘書役 / 8年4月 総務部長 / 11年3月 理事 / 10月 当行理事(現職)

理 事

楠木 行雄(くすき ゆきお)

(昭和20年8月6日生)
昭和43年4月 運輸省入省 / 平成10年7月 海上保安庁長官 / 11年7月 日本開発銀行理事 / 10月 当行理事(現職)

理 事

野川 晃一(のがわ こういち)

(昭和19年1月22日生)
昭和41年4月 北海道東北開発公庫入庫 / 平成7年4月 営業部長 / 9年4月 北海道支店長 / 11年10月 当行理事(現職)

理 事

松野 信也(まつの しんや)

(昭和20年2月15日生)
昭和43年4月 日本開発銀行入行 / 平成4年4月 企画部長 / 5年3月 調査部長 / 7年6月 都市開発部長 / 10年5月 大阪支店長 / 11年10月 当行理事(現職)

理 事

大川 澄人(おおかわ すみひと)

(昭和22年1月27日生)
昭和44年7月 日本開発銀行入行 / 平成6年7月 営業第五部長 / 8年4月 流通部長 / 9年4月 人事部長 / 10年5月 総務部長 / 11年10月 当行総務部長 / 12年3月 理事(現職)

理 事

稲川 泰弘(いながわ やすひろ)

(昭和19年1月1日生)
昭和42年4月 通商産業省入省 / 平成9年7月 資源エネルギー庁長官 / 12年4月 当行理事(現職)

理 事

金子 孝文(かねこ たかふみ)

(昭和19年11月2日生)
昭和43年4月 経済企画庁入行 / 平成10年6月 国民生活局長 / 12年7月 当行理事(現職)

理 事

貝塚 啓明(かいづか けいめい)

(昭和9年2月16日生)
昭和37年 東京大学大学院博士課程修了 / 51年 東京大学経済学部教授 / 平成6年 同名誉教授 / 同年 中央大学法学部教授(現職) / 同年 大蔵省財政金融研究所名誉所長(現職) / 11年10月 当行理事(現職)

理 事

北村 歳治(きたむら としはる)

(昭和18年10月17日生)
昭和44年7月 大蔵省入省 / 平成8年7月 財政金融研究所次長 / 11年10月 早稲田大学国際情報通信研究センター教授(現職) / 同月 当行理事(現職)

監 事

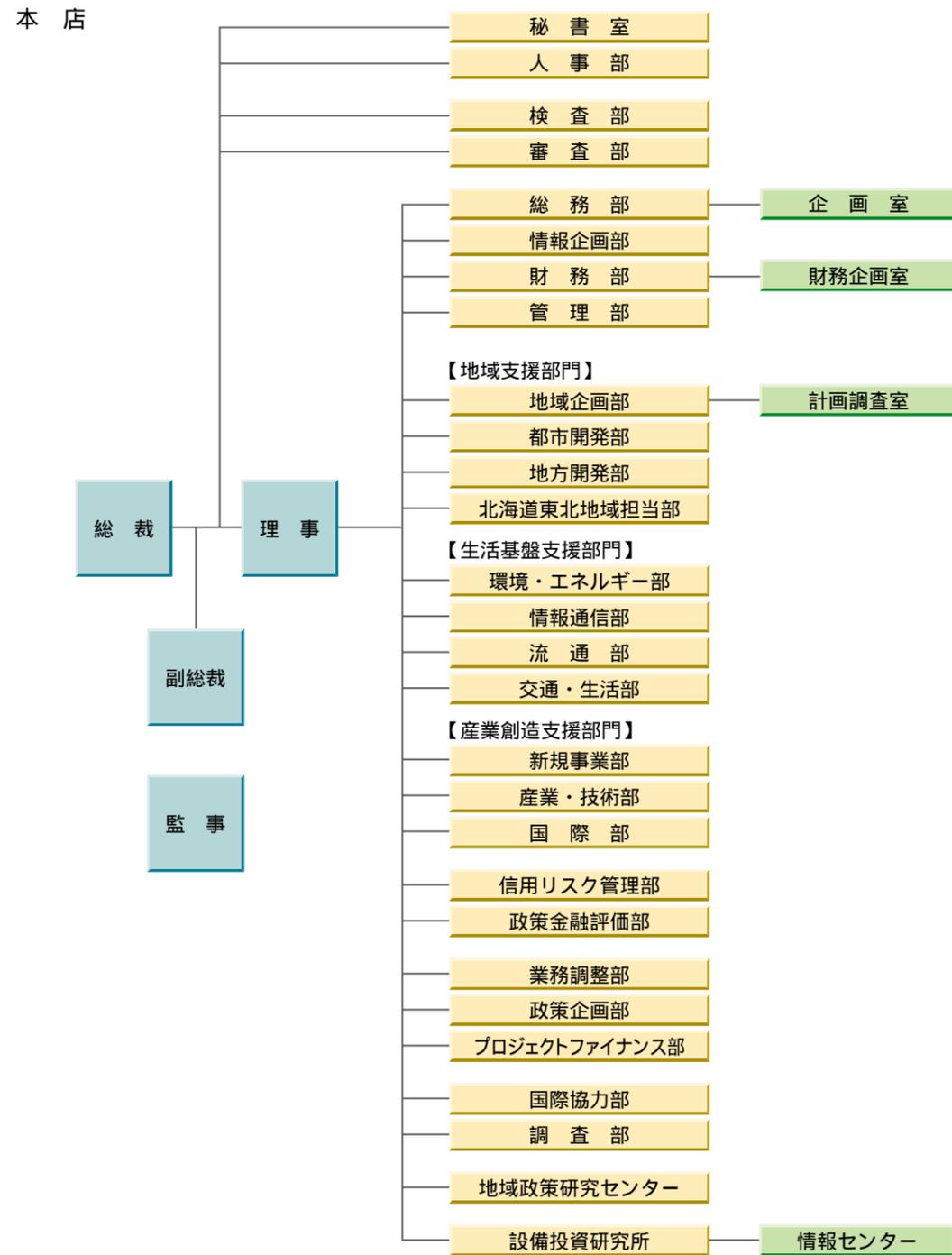
佐久間 信夫(さくま のぶお)

(昭和19年5月21日生)
昭和43年4月 日本開発銀行入行 / 平成4年6月 金沢支店長 / 6年5月 営業第三部長 / 8年4月 情報・通信部長 / 6月 検査部長 / 9年6月 設備投資研究所長 / 11年4月 監事 / 10月 当行監事(現職)

監 事

高橋 良規(たかはし よしのり)

(昭和22年2月12日生)
昭和44年4月 北海道東北開発公庫入庫 / 平成8年4月 秘書役 / 10年4月 東北支店長 / 11年10月 当行東北支店長 / 12年6月 監事(現職)



支店（10支店・8事務所）

支店：北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州
 事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

参考 1 日本政策投資銀行の設立

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法に基づき、平成11年10月1日に日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継して設立されました。
 また、当行は地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務を引き継いでおります。

昭和26年 4 月	日本開発銀行設立
昭和31年 6 月	北海道開発公庫設立
(昭和32年 4 月	北海道東北開発公庫に改組)

平成11年 6 月	日本政策投資銀行法成立
平成11年10月	日本開発銀行と北海道東北開発公庫を統合 日本政策投資銀行設立

参考 2 日本開発銀行の業績推移

(1) 年度別投融資等金額

(単位:百万円)

項目	7	8	9	10	11(上期)
自立型地域創造	379,415	418,693	378,663	354,197	98,510
地域社会基盤整備	286,283	347,145	288,903	216,832	62,037
地域活力創造	13,740	7,910	24,305	59,910	11,435
地域連携・地域自立支援	79,392	63,638	65,455	77,455	25,038
豊かな生活創造	1,255,205	1,163,077	1,191,429	1,094,305	286,397
環境・エネルギー・防災・福祉対策	692,935	627,960	548,610	397,040	124,486
交通・物流ネットワーク	421,660	400,789	458,389	418,077	100,641
情報通信ネットワーク	140,610	134,328	184,430	279,188	61,270
経済活力創造	60,218	48,269	223,220	1,125,958	201,659
経済構造改革	27,210	28,103	179,500	1,075,727	192,533
知的基盤整備	33,008	20,166	43,720	50,231	9,126
小計	1,694,838	1,630,039	1,793,312	2,574,461	586,565
社会資本整備促進	124,605	108,660	107,161	68,812	5,960
合計	1,819,443	1,738,699	1,900,473	2,643,273	592,525

(注)10年度以前は、11年度項目区分に便宜上組み替えています。

(2) 年度別投融資等残高

(単位:百万円)

項目	7	8	9	10	11(11/9末)
自立型地域創造	2,908,890	3,057,698	3,142,940	3,274,557	3,256,402
地域社会基盤整備	2,107,501	2,313,438	2,431,989	2,524,596	2,517,421
地域活力創造	264,263	225,423	206,529	234,205	229,321
地域連携・地域自立支援	537,126	518,837	504,423	515,756	509,659
豊かな生活創造	11,031,387	11,243,228	11,417,113	11,530,898	11,329,614
環境・エネルギー・防災・福祉対策	6,262,410	6,327,357	6,302,358	6,147,146	6,003,944
交通・物流ネットワーク	3,744,993	3,899,206	4,079,380	4,225,715	4,184,378
情報通信ネットワーク	1,023,984	1,016,664	1,035,374	1,158,038	1,141,293
経済活力創造	1,068,463	941,794	1,010,775	1,987,434	2,105,289
経済構造改革	513,825	440,520	529,516	1,525,717	1,666,878
知的基盤整備	554,638	501,274	481,259	461,717	438,411
小計	15,008,740	15,242,720	15,570,828	16,792,889	16,691,305
社会資本整備促進	569,079	647,774	713,063	728,846	704,677
合計	15,577,819	15,890,494	16,283,891	17,521,735	17,395,982

(注)10年度以前は、11年度項目区分に便宜上組み替えています。

(3) 連続貸借対照表

(単位:百万円)

科目	7	8	9	10	11(11/9末)
<資産の部>					
貸付金	15,523,132	15,833,698	16,226,709	17,425,150	17,267,773
(貸付金)	(15,481,840)	(15,769,353)	(16,125,012)	(17,288,126)	(17,121,659)
(外貨貸付金)	(41,292)	(64,345)	(101,697)	(137,024)	(146,114)
出資金	54,687	56,797	57,182	82,185	82,329
有価証券	176,231	157,721	163,949	252,459	113,177
現金預け金	17,278	7,958	2,904	3,191	4,472
未収収益	102,266	92,917	94,301	95,050	96,681
雑勘定	1,639	1,261	1,425	1,201	107,111
動産不動産	33,771	33,483	33,942	33,303	33,714
債券発行差金	2,332	1,919	1,633	1,053	763
拠出金繰延勘定	225	100	—	—	—
支払承諾見返	8	206	1,588	57,706	80,399
合計	15,911,568	16,186,060	16,583,633	17,951,298	17,786,417
<負債及び資本の部>					
借入金	13,834,796	14,093,051	14,467,249	15,369,122	15,150,716
寄託金	43,261	42,122	39,526	36,701	35,209
債券	645,375	623,356	589,425	614,425	614,425
貸付受入金	2,050	500	—	—	—
未払費用	158,387	143,226	141,410	131,230	129,054
雑勘定	9,376	8,436	15,358	20,940	21,780
貸倒引当金	46,563	47,500	48,680	52,275	51,803
支払承諾	8	206	1,588	57,706	80,397
(負債合計)	(14,739,817)	(14,958,398)	(15,303,236)	(16,282,399)	(16,083,384)
資本金	323,275	323,275	341,775	689,625	699,125
準備金	809,045	848,477	895,387	938,622	979,274
当年度利益金	39,432	46,910	43,235	40,652	24,634
(資本合計)	(1,171,752)	(1,227,662)	(1,280,397)	(1,668,899)	(1,703,033)
合計	15,911,568	16,186,060	16,583,633	17,951,298	17,786,417

(4) 連続損益計算書

(単位:百万円)

科目	7	8	9	10	11(上期)
<利益>					
経常収益	820,943	794,345	764,028	727,984	385,880
貸付金利息	773,684	746,290	715,246	678,108	332,523
保証料	—	0	1	14	68
有価証券利息	480	343	344	483	479
受取配当金	—	1	—	—	37
預け金利息	—	—	—	—	—
受入雑利息	19	19	18	18	9
受入手数料	708	706	652	479	415
債券償還益	—	—	—	—	—
外国為替益	535	118	58	—	—
有価証券益	130	80	52	53	6
出資金益	—	—	—	—	—
雑益	219	226	157	149	68
貸倒引当金戻入	45,169	46,563	47,500	48,680	52,275
合計	820,943	794,345	764,028	727,984	385,880
<損失>					
経常費用	781,511	747,435	720,793	687,332	361,246
借入金利息	665,511	640,931	615,333	580,047	279,301
寄託金利息	1,105	1,082	1,025	952	447
債券利息	36,865	34,114	31,403	28,763	14,277
事務費	21,369	21,115	21,510	21,057	10,821
動産不動産減価償却費	1,150	1,135	1,132	1,291	661
支払手数料	478	711	928	1,796	808
外国為替損	—	—	—	—	—
貸付金償却	7,617	111	—	89	2,265
債券発行差金償却	611	575	600	580	290
拠出金繰延勘定償却	125	125	100	—	—
雑損	117	36	82	482	573
貸倒引当金繰入	46,563	47,500	48,680	52,275	51,803
当年度利益金	39,432	46,910	43,235	40,652	24,634
合計	820,943	794,345	764,028	727,984	385,880

(1) 年度別投融资等金額 (単位:百万円)

項目	年度	7	8	9	10	11(上期)
一般		162,630	184,622	222,459	292,362	92,274
社会資本整備促進		3,704	5,275	4,549	6,090	995
合計		166,334	189,897	227,008	298,452	93,269

(2) 年度別投融资等残高 (単位:百万円)

項目	年度	7	8	9	10	11(11/9末)
一般		1,431,192	1,434,606	1,469,430	1,611,067	1,527,522
社会資本整備促進		45,138	46,979	48,017	50,347	47,738
合計		1,476,330	1,481,585	1,517,447	1,661,414	1,575,260

(3) 連続貸借対照表 (単位:百万円)

科目	年度	7	8	9	10	11(11/9末)
< 資産の部 >						
貸付金		1,462,921	1,468,076	1,503,649	1,647,615	1,540,716
出資金		13,409	13,509	13,799	13,799	45,775
有価証券		11,702	8,494	27,598	22,776	—
現金預け金		13	20	69	147	16,683
未収収益		6,403	5,747	8,226	8,991	9,102
雑勘定		6	29	129	467	404
業務用固定資産		6,123	6,348	7,052	7,397	7,546
債券発行差金		1,596	1,365	1,202	1,180	1,041
債券発行費		3,729	3,729	3,912	3,356	2,952
拠出金繰延勘定		40	15	—	—	—
保証債務見返		—	—	—	40	36
合計		1,505,942	1,507,332	1,565,636	1,705,767	1,624,256
< 負債及び資本の部 >						
借入金		639,852	610,867	657,871	760,289	762,715
債券		753,165	791,950	795,804	782,314	743,514
寄託金		6,843	6,309	5,501	5,153	4,970
貸付受入金		8,640	2,860	8,960	1,480	—
未払費用		19,457	18,350	17,318	16,253	15,252
雑勘定		2,948	1,659	692	1,612	1,859
貸倒引当金		7,976	4,277	4,429	4,565	4,622
保証債務		—	—	—	40	36
(負債合計)		1,438,881	1,436,271	1,490,575	1,570,706	1,532,969
産業投資出資金		67,061	71,061	75,061	134,061	166,261
当期損失金		—	—	—	—	74,974
(資本合計)		67,061	71,061	75,061	134,061	91,287
合計		1,505,942	1,507,332	1,565,636	1,705,767	1,624,256

(4) 連続損益計算書 (単位:百万円)

科目	年度	7	8	9	10	11(上期)
< 利益 >						
経常収益		84,069	79,288	75,616	75,701	28,867
貸付金利息		75,274	70,340	64,493	54,047	23,910
保証料		—	—	—	—	0
受取配当金		210	210	202	221	186
一般会計より受入		—	—	5,285	16,533	—
電源開発促進対策特別会計より受入		430	360	282	267	146
石炭並びに石油及びエネルギー需給構造 高度化対策特別会計より受入		23	28	35	40	22
有価証券益		135	77	82	57	4
雑収入		372	297	961	107	34
貸倒引当金戻入		7,626	7,976	4,277	4,429	4,565
特別利益		28	23	236	—	—
固定資産売却益		28	23	236	—	—
損失金		—	—	—	—	74,974
合計		84,098	79,312	75,853	75,701	103,841
< 損失 >						
経常費用		84,095	79,288	75,824	75,700	103,811
借入金利息		30,463	27,970	25,183	23,425	11,376
債券利息		39,542	39,368	39,483	37,605	17,792
寄託金利息		191	175	156	141	67
事務費		4,851	5,097	5,264	5,135	2,697
貸付金償却		—	1,238	72	290	65,012
固定資産減価償却		151	171	185	219	117
債券発行差金償却		313	319	318	295	138
債券発行費償却		583	647	718	824	404
拠出金繰延勘定償却		25	25	15	—	—
貸倒引当金繰入		7,976	4,277	4,429	4,565	4,622
雑損		—	—	—	3,201	1,587
特別損失		2	24	29	2	29
固定資産除却損		2	24	29	2	29
合計		84,098	79,312	75,853	75,701	103,841

本店 東京
〒100-0004
東京都千代田区大手町1丁目9番1号
☎ 03-3244-1900(総務部)



青森事務所 青森
〒030-0822
青森市中央1丁目22番8号
(青森第一生命ビル)
☎ 017-773-0911(代表)



富山事務所 富山
〒930-0005
富山市新桜町6番24号
(東京生命・興亜火災富山ビル)
☎ 076-442-4711(代表)



北海道支店 札幌
〒060-0003
札幌市中央区北3条西4丁目1番地
(日本生命札幌ビル)
☎ 011-241-4111(代表)



函館事務所 函館
〒040-0063
函館市若松町14番10号
(函館ツインタワー)
☎ 0138-26-4511(代表)



新潟支店 新潟
〒951-8068
新潟市上大川前通7番町1243番地
(新潟商工会議所会館)
☎ 025-229-0711(代表)



東海支店 名古屋
〒460-0002
名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
(名古屋長和ビル)
☎ 052-231-7561(代表)



釧路事務所 釧路
〒085-0847
釧路市大町1丁目1番1号
(道東経済センタービル)
☎ 0154-42-3789(代表)



東北支店 仙台
〒980-0811
仙台市青葉区一番町2丁目1番2号
(仙台長和ビル)
☎ 022-227-8181(代表)



北陸支店 金沢
〒920-0937
金沢市丸の内4番12号
(金沢中央ビル)
☎ 076-221-3211(代表)



関西支店 大阪
〒530-0004
大阪市北区堂島浜1丁目2番6号
(新ダイビル)
☎ 06-6345-6531(代表)



中国支店 広島
〒730-0031
広島市中区紙屋町2丁目1番22号
(広島興銀ビル)
☎ 082-247-4311(代表)



四国支店 高松
〒760-0050
高松市亀井町5番地の1
(百十四ビル)
☎ 087-861-6677(代表)



大分事務所 大分
〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
(明治生命大分恒和ビル)
☎ 097-535-1411(代表)



相談センター

東北	近畿
秋田市 018-866-7676	京都市 075-257-2332
盛岡市 019-624-5880	神戸市 078-302-9377
山形市 023-622-4666	
関東・甲信	中国・四国
水戸市 029-300-4601	鳥取市 0857-26-6666
長野市 026-266-7021	徳島市 088-635-2222
	高知市 088-871-6066
東海・北陸	九州
静岡市 054-221-7255	長崎市 095-823-1256
福井市 0776-36-5459	熊本市 096-319-1775
津市 059-246-8181	宮崎市 0985-22-1130

(各相談センター・相談室の相談日等については電話にてご確認ください。)

岡山事務所 岡山
〒700-0821
岡山市中山下1丁目8番45号
(NTTクレド岡山ビル)
☎ 086-227-4311(代表)



松山事務所 松山
〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
(協栄生命松山ビル)
☎ 089-921-8211(代表)



南九州支店 鹿児島
〒892-0842
鹿児島市東千石町1番38号
(鹿児島商工会議所ビル)
☎ 099-226-2666(代表)



松江事務所 松江
〒690-0887
松江市殿町111番地
(松江センチュリービル)
☎ 0852-31-3211(代表)



九州支店 福岡
〒810-0001
福岡市中央区天神2丁目12番1号
(天神ビル)
☎ 092-741-7734(代表)



海外

ワシントン駐在員事務所
1101-17th Street, N.W., Suite 1001,
Washington, D.C. 20036, U.S.A.
☎ 1-202-331-8696

ニューヨーク駐在員事務所
1251 Avenue of the Americas, Suite
830, New York, NY 10020, U.S.A.
☎ 1-212-221-0708

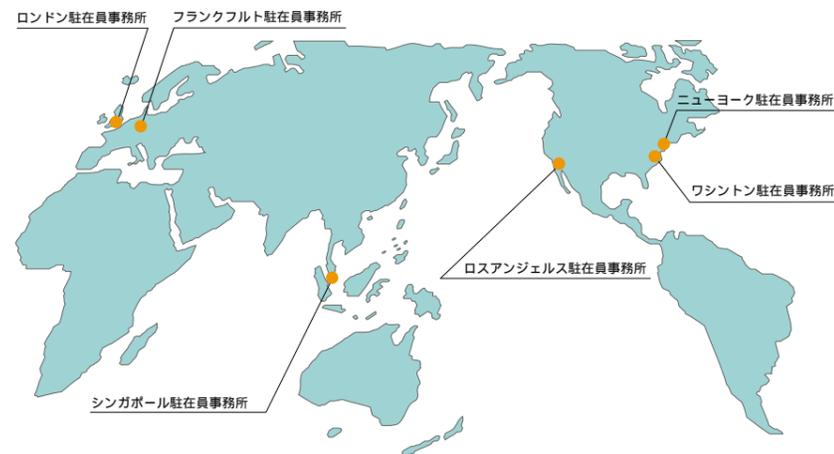
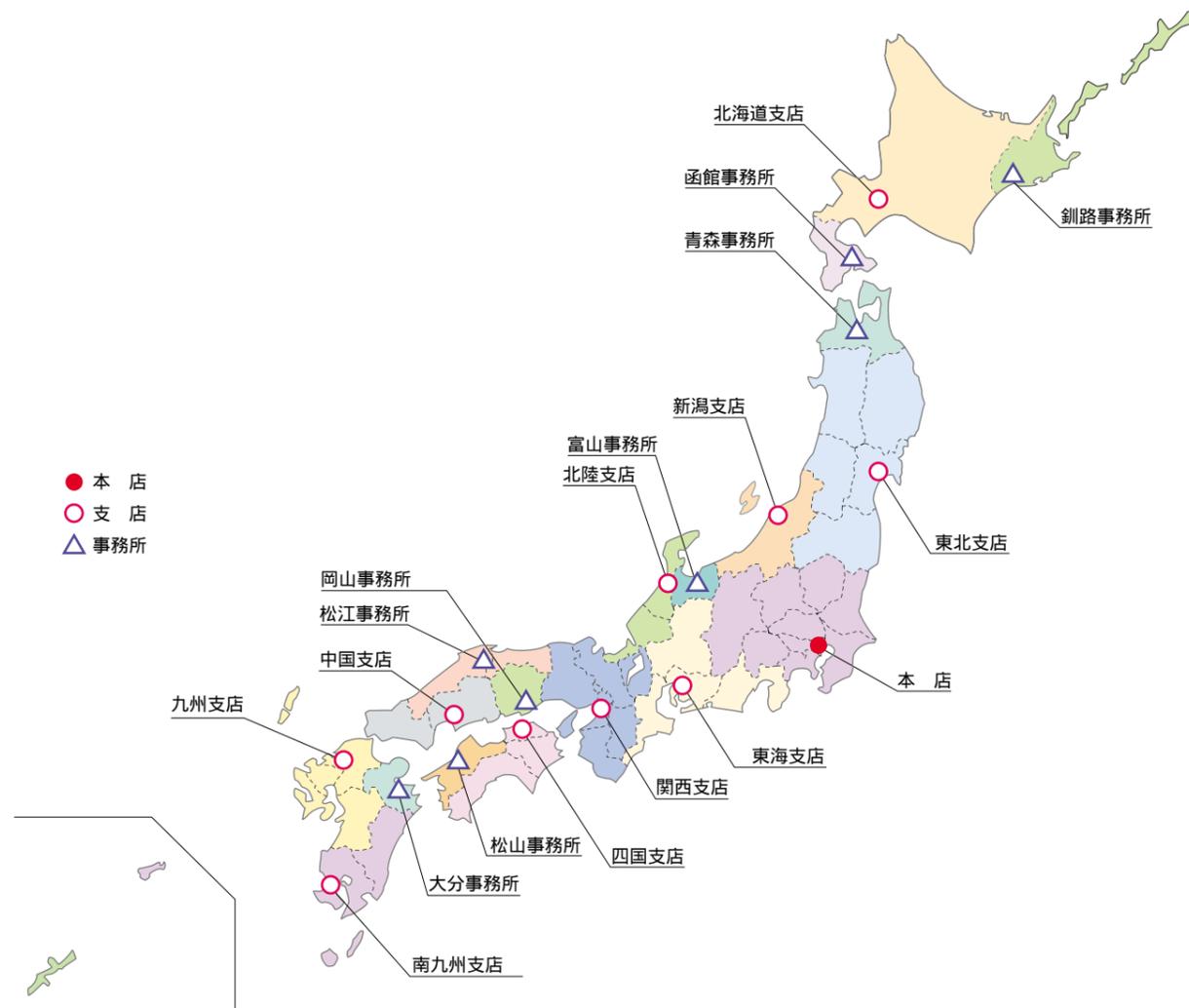
ロスアンゼルス駐在員事務所
601 South Figueroa Street, Suite 2190,
Los Angeles, CA 90017-5748, U.S.A.
☎ 1-213-362-2980

ロンドン駐在員事務所
Level 12, City Tower, 40 Basinghall
Street, London, EC2V 5DE,
United Kingdom
☎ 44-20-7638-6210

フランクフルト駐在員事務所
Frankfurter Buero Center, Mainzer
Landstrasse 46, 60325 Frankfurt am
Main, Federal Republic of Germany
☎ 49-69-7191760

シンガポール駐在員事務所
36 Robinson Road, #07-04 City House,
Singapore 068877
☎ 65-2211779

本支店・事務所等 所在地



平成12年8月

発行 日本政策投資銀行 総務部
(ディスクロージャー担当部署)

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目9番1号

TEL : 03 (3244) 1900

ホームページアドレス: <http://www.dbj.go.jp/>

本誌は再生紙を使用しています。

本誌に掲載してある数字は、端数処理のため、各項目の和、累計または合計が一致しないことがあります。



DBJ

日本政策投資銀行

Development Bank of Japan

卵の形は「創造」「エネルギー」の象徴であり、色調と合わせて経済社会のニーズに応えるために積極的にトライし、内部から新しいものを生み育てていく、若々しく逞しい行動力を表しています。